

第百六十六回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第七号

平成十九年六月八日(金曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 今井 宏君

理事 井上 喜一君

理事 棚橋 泰文君

理事 林 幹雄君

理事 渡辺 周君

理事 稲田 朋美君

遠藤 武彦君

近江屋信広君

木原 誠二君

篠田 陽介君

中馬 弘毅君

西村 明宏君

野田 聖子君

福田 峰之君

松本 文明君

山内 康一君

岡田 克也君

鈴木 克昌君

武正 公一君

野田 佳彦君

村井 宗明君

高木 陽介君

菅野 哲雄君

後藤 茂之君

西村 康稔君

議員 早川 忠孝君

議員 大口 善徳君

議員 東 順治君

議員 菅 義偉君

議員 水野 賢一君

議員 田中 和徳君

財務副大臣 田中 和徳君

国土交通副大臣

内閣府大臣政務官

政府参考人
(金融庁総務企画局参事官)

政府参考人
(総務省自治行政局選挙部)

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人
(法務省民事局長)

政府参考人
(財務省理財局次長)

政府参考人
(国税庁次長)

政府参考人
(国土交通省自動車交通局)

政府参考人
(技術安全部長)

衆議院調査局第二特別調査

室長

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

委員の異動

六月七日

望月 義夫君

田村耕太郎君

山崎 穰一君

久元 喜造君

三浦 守君

寺田 逸郎君

藤岡 博君

加藤 治彦君

岡本 佳郎君

松本 和良君

岩尾 隆君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

について制限を課すとともに、株券その他の有価証券等についても取得してはならないものとしております。

第二に、政治団体による収支報告書の記載並びに領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付についてであります。まず、資金管理団体に限らず、すべての政治団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しをあわせて提出しなければならないこととしております。また、収支報告書への明細の記載並びに領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付を義務づける支出の基準額について、現行及び与党案では一件五万円以上であります。これを一件一万円超に引き下げることにしております。

第三に、施行期日等ありますが、この法律は、平成二十年一月一日から施行することとし、政治団体による収支報告書の記載並びに領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付については、平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書から適用することとしております。また、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等の制限については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとし、法改正前から引き続き所有している不動産及びこれと密接に関連する不動産並びに有価証券等については適用しないこととしております。なお、これらの不動産については用途その他の個々の利用の現況を、有価証券等については保有の目的を収支報告書に記載しなければならないこととしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○今井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○今井委員長 この際、お諮りいたします。

本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局参事官山崎一君、総務省自治行政局選挙部長久元喜造君、法務省大臣官房審議官三浦守君及び民事局長寺田逸郎君、財務省理財局長藤岡博君、国税庁次長加藤彦彦君及び課税部長岡本佳郎君並びに国土交通省自動車交通局技術安全部長松本和良君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○今井委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。篠田陽介君。

○篠田委員 自民党の篠田陽介でございます。

きょうは、この倫理特で、トップバッターとして質問の機会を与えていただきました。理事の皆様方、どうもありがとうございます。

私は初当選の新人議員でございます。私は、国会改革を私の一つのライフワークとしてこれから取り組んでいきたいということで取り組まさせていただきます。特に、自民党の中に、棚橋会長のもと、改革加速議員連盟を組織しております。その中で私は国会改革の委員長を務めさせていただいております。政治とお金の問題が出てまいりました。それで、我々も早速、資金管理団体所有の不動産を見に行ったり、そして、自民党の執行部に、一刻も早く法改正を視野に議論をしていくべきだという提言を二月にまとめさせていただいた次第であります。

私は、秘書を九年半務めた経験もありまして、いろいろと国会職員、あるいはこの国会の組織はほかの省庁あるいは地方組織に比べて改革がなされているというのを本当に感じております。特に、今子供たちに話を聞きますと、一番なり

たくない職業は政治家だと言われております。私は、これを変えていきたいと思っております。将来的に子供たちが堂々と、大人になったら政治家になりたいと、ベストワンにならなくても、なりたいたい職業のせめてトップテンには入りたいということ、まずは足元を見詰めて、おくらしている国会改革から取り組んでいきたいという思いで今取り組みをさせていただいております。子供たちが堂々と将来政治家になりたいと言ってもらえる環境づくりが大事だと私は思っておりますので、これは与党、野党問わずにこれから協議をしていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今国会の政治とお金の問題は、国会改革の観点からいっても、やはりきちんと説明できる、説明責任を果たせる制度にしていかなければ、私はこの環境づくりが大変厳しいものになるというふうに考えております。

先ほど民主党の修正案も聞かせていただきました。た。いわゆる不動産取得の件につきまして、これは後ほど平先生の方から集中的に質問に立たせていただきますが、この修正案についても、現行持っている不動産については特に何も規制をかけないということ。私は、これは逆に既得権になっちゃうんじゃないかなというふうに考えています。例えば、その中で、賃貸に回したり、いろいろな税金が発生してきたり、贈与税がかかってきたりしたときに、果たして、これからの分は規制をする、では今の分を規制しないというのはどうなのかという疑問も感じております。

いずれにいたしましても、私は、今回のまず与党案について、与党の政治資金規正法の改正案、この趣旨や意義をまずお尋ねしたいと思っております。

○後藤(茂)議員 ただいまお尋ねがありました今回の政治資金規正法改正の背景、意義についてでございますが、今回の法改正の背景には、資金管理団体における事務所費を初めとした経常経費の使途の不透明さと、資金管理団体による巨額の不

動産取得が、国民の浄財をもとにして、そうした預かったお金を使った政治資金の使い道として果たして適切なものなのか、そういう非常に強い世論が高まったことがあるというふうに考えております。

今回の改正によりまして、国民が抱く政治と金の問題に対する不信感を払拭いたしまして、政治と金により国民の前で透明にされることに大きな意義がある、そのように思っております。

○篠田委員 ありがとうございます。

今回、与党案と、そして野党の修正案が出てきております。その違いについてお尋ねをさせていただきます。

特に、与党案については、資金管理団体に限って、経常経費におきまして五万円以上の領収書の添付を義務づける。他方、民主党案については、資金管理団体以外の政治団体にも、一万円という基準をつけて領収書の添付を義務づけるという違いがあります。

私は、この五万円と一万円、どう違うのか。国民の皆さんも非常に関心があるところだと思っております。ですから、まず与党案そして後に民主党案について。

まず、与党案について、経常経費について領収書添付を五万円としたことについての根拠、その目的というのを聞かせたいかと思っております。

○西村(康)議員 お答えをしたいと思います。

委員御指摘のとおり、現行法の政治活動費の収支報告への明細の記載及び領収書の写し等の添付の基準額や領収書徴収の基準額も勘案しまして、一件五万円以上の支出について義務づけることというのが私どもの案であります。

この五万円については、より透明性が求められております政党助成金についての規制が、政党助成法により、人件費その他の総務省令で定める経費以外の額について、一件当たりの金額が五万円以上のものについて報告と領収書の写しになっていること、そしてまた、求められる政治資金の透

明性と事務の煩雑さ、事務負担とのバランスを考
えて、五万円という基準を設定したものでありま
す。

○篠田委員 ありがとうございます。

続いて、民主党に質問させていただきます。

民主党案については、政治団体にも及んで領収
書添付を一万円以上とすると書かれております
が、この一万円ということの根拠をお尋ねいたし
ます。

○武正委員 今国会が、政治と金にまつわる国民
の疑惑を払拭するためにさまざまな取り組みをし
てきたことは、委員御承知のとおりであります。

民主党は、かねてから、この政治と金にまつわ
る透明性の確保ということに党として取り組ん
でまいりました。例えば、衆議院議員の資産をホー
ムページで公開したり、あるいはまた、この後、
今お尋ねの一万円超の領収書については、四月よ
り衆議院議員がこれを五年間保存するということ
も、党として周知徹底したところでございます。

今お尋ねの点でございますが、民主党案は、基
準額を一万円超としております。これは、既に多
くの国民の皆さんから、それぞれの確定申告ある
いは企業の納税にかかわる書類の提出等、そうし
たこととの比較で、できれば一円からというよう
な声も多くある中、我が党とすれば、そうした政
治と金の透明性確保からいえば、やはり一万円超
がふさわしいのではないのかなというふうに考え
て提出したところでございます。

また、昭和五十五年の政治資金規正法の法改正
で、当時は一万円以上だった領収書の添付義務が
五万円以上に後退をした経緯もありますので、改
めて、この一万円超ということで提出をさせてい
ただいた次第でございます。

○篠田委員 どうもありがとうございます。

この一万円なのか五万円なのかということにつ
いてなんですが、私も秘書の経験がありまして、
いろいろな事務処理等をやっていました。正直、
一万円でも五万円でも、どうなのかと言われたら、
私もよくわかりません。作業量が多い事務所は大

変になる、煩雑になるというのにもよくわかります
し、ではなぜ五万円なんだ、なぜ一万円なのか
ということについて、正直わからないというのが
私の考え方です。

ただ、透明性を高めることイコール五万円だか
らいいということ、一万円だからいいということ
とは、私の考え方ですけれども、ちょっと違うん
です。私は、透明性を高めるということといわ
ゆる説明責任を果たせるということは別だと思っ
ているんです。

その中で、私も、秘書として携わってきて、事
務作業として、この場合はどうしたらいいのかな
どこに記載をしたらいいのかなという、わからな
いようなケースがたまに出てくることがありま
す。それで、きょう、皆様に改めて、皆さんも
当然御承知だと思いますが、現行制度での「収入・
支出項目の分類基準表」という紙を参考のため
にお配りさせていただきました。

いずれにしましても、このどこかの項目に当て
はめなければいけないわけです。ただ、そのどこ
に当てはめるかということはいわゆる経理担当
者、その秘書、スタッフ個人のパーソナリティー
によるところがかなり大きいんじゃないかとい
うふうに私は考えておるところであります。

それで、例えばのケースについて、ちよつと質
問をさせていただきます。

例えば、事務所秘書が、地元で講演会の集会
がありましたということ、新幹線に乗っていきま
した。それで、一泊して帰ってきまして。電
車と新幹線に乗って片道八千円、大体、浜松ぐら
いでしょ、八千円かけて行った。それで、一
泊して宿泊代が一万二千円かかった。そして、帰
りはまた八千円で帰ってきた。新幹線代が八千
円プラス八千円で往復一万六千円、そして宿泊代
で一万二千円、計二万八千円かかった。では、
これはどこに記載をしたらいいのかなということが
よく問題となってきております。

そこで、参考のためといいますが、それぞれの
見解といたしますか、今、法案改正に携わっている

先輩の先生方に、例えばこのケースだったらそれ
ぞれどこに記載をするのかなという、私も悩むと
ころがありますので、お尋ねをさせていただきます
ます。

まず、与党案の方をお願いします。

○西村(康)議員 お答えをしたいと思います。

例示で挙げられました、秘書の方が地元に戻る
のはいろいろなケースが考えられると思ひますの
で、具体的な事例に当てはめないと断定すること
は難しい面がありますけれども、このお配りいた
だいた分類表の「政治活動費」の中の「組織活動
費」の右の方の「内容」のところに、「大会費、行
事費、組織対策費」等が例示で挙がっております
ので、お尋ねの電車代とか宿泊費につきましては
この項目に計上することが考えられるんじゃない
かというふうに思います。

○篠田委員 同じケースの場合、民主党の法案作
成者はどう思いましたか。

○近藤(洋)委員 お答えいたします。

委員は、武部議員の秘書をやられて、実務経験
がもう十分ある方でありまして御存じかと思ひ
ますけれども、御案内のとおり、政治資金は国民
の浄財でありますから、公明正大に、疑惑を招く
ことのないように処理しなければいけないわけ
であります。

お尋ねの、秘書の方の講演会行事出席のためと
いうことでございますが、こちらの方は、政治活
動の一環として行われたのであれば、「政治活動
費」の中の「組織活動費」、費目は「組織対策費」
に当たるのがよいのではないかと。ないしは、場
合によっては、研修費、調査研究費というところ
もあろうかと思ひますけれども、基本的には「組
織活動費」に分類するのが適当だろうと考えま
す。

○篠田委員 それでは、総務省にお尋ねしま
す。

○久元政府参考人 具体的な事実関係によると思
われますので、必ずこの費目に当たるといふ
うになかなか断定し切れなれないと思ひますけれども、

私どもも、この「政治活動費」の「組織活動費」
の中に当たるのではないかと。今委員がお配りに
なったこの表の中でも、「大会費、行事費、組織
対策費」といったものが説明の例示として挙げら
れておりますので、まずはこの費目に入れること
が考えられるのではないかとこのように思ひま
す。

○篠田委員 ありがとうございます。

それで、今のお答え、政治活動費の組織活動費
だということですが、総務省、済みません、
もう一件ちよつと追加で質問させていただきます。

例えば、秘書といつてもいろいろな形態があり
ます。後援会組織、資金管理団体で給料をもらっ
ている秘書の方もいれば、あるいは政党に属して
いる職員の方もいます。例えばこれが後援会活動
だ、資金管理団体主催の後援会の行事に自民党の
政党支部に所属をしている秘書スタッフ、職員が
出張した場合、これはどちらの収支報告書に記載
をすればいいと思ひますか。

質問通告はしておりますので、突然のことです
みませんが、お願いいたします。

○久元政府参考人 資金管理団体の秘書の方が
行ったのであれば、資金管理団体の収支報告書に
記載することになるかと思ひます。

政党の支部職員が行った場合には、この政党の
支部の収支報告書に記載をするということにな
るかと思ひます。

○篠田委員 ありがとうございます。

今お答えありましたけれども、非常に悩むんで
す、どこに記載をするのかということ。私も質
問を受けたりすると、その会合の趣旨によつて
違うわけです。自分の秘書スタッフの身分によつ
ても記載する項目が違ってくるんです。ですから、
いかようにもできると言ったら変な話なんですけ
れども、領収書添付によつて果たして説明責任が
つくのかということについて、私は疑問に思っ
ているんです。

民主党案でしたら、このケース、例えば新幹線
代八千円だということで八千円の領収書もらつ

てきたら、これは領収書を添付しなくていいんですね。しかしながら、往復料金でまとめて領収書を下さいと領収書をもらってきた場合は領収書を添付するというふうになっちゃう。だが、与党案の場合は全く添付をしなくていいということ。また、事務的作業に携わっていて、こういったところでの混乱があるのは事実なんです。

何が言いたいかといいますと、私の考え方は、領収書を幾らの基準でどうするかということじゃなくて、説明責任を果たせばいいんじゃないかと思ってるんです。透明性だ、あとは情報公開だ。それが必要なときに情報公開すればいいわけであって、ちゃんと説明責任ができる、ついでに、事務所の秘書もきちんと自信を持って、この項目に入れるんだ、この項目に入ればいいんだということがわかるようにすれば、政治とお金の問題、説明責任が果たせてクリアになってくるんだと私は考えているんです。

ですから、幾らかを基準に公開すればいいのかという議論ではなくて、私の考え方としては、いわゆる事務所費の問題、これは大ざっぱな支出項目が問題になったと思ってるんです。その中にいろいろなものを入れてしまうということ。その内訳がちょっと見えてこないという中で、収支報告を見ると事務所費にどんとお金が入っていると、これは何なんだというところで浮いたふうに見えるということと問合わせがあって、今回の問題に発展してくると思うんです。

ですから、私が考えているのは、事務所費という項目をまず一回廃止して、改めて項目を細分化して、それで自信を持ってその項目に記載できるように制度にすることが、ひいては説明責任が果たせる制度になるのかなというふうには私に考えております。これは私見であります。

そこで、まず、現行の政治資金規正法についてのお尋ねをさせていただきます。

いわゆるつけかえとも言われておりますが、政治団体が政治活動費として計上しなければならぬ支出を経常経費として支出すること、これは違

法であり五年以下の禁錮または百万円以下の罰金が取られるというふうな承知をしておりますが、このような行為が収支報告の虚偽記載として処罰された実例があるのかどうかというところをまずお尋ねさせていただきたいと思っております。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

私もどなたもいたしましては事案を網羅的に把握しているわけではございませんので、あくまでも把握している限りで申し上げますと、例えば、経常経費であります人件費を増加して収支報告書に記載したという事実で有罪判決が下された事案があるというふうな承知しております。

○篠田委員 ありがとうございます。

要するに、今の御答弁でしたら、人件費について水増しで記載をされているということでありまして。私が質問したのは、いわゆる政治活動費と経常経費の虚偽記載でありますから、これは水増しで処罰されたということがあったということでありまして、いわゆるつけかえをして、これで処罰された例はないということでしょうか。

○三浦政府参考人 先ほど申し上げましたように、網羅的に承知しておりませんので、そういう事案がないという形で御説明することは難しいわけでありまして、今申し上げました人件費を増加したという事案について、その水増しをした支出が本来政治活動費として計上すべきものであったかどうか、私も事実関係としては正確に承知していません。

○篠田委員 ありがとうございます。

先ほど、たまたま秘書の出張の例を挙げて述べさせていただきましたけれども、例えば、これを事務所費で計上している事務所も、どこの事務所とは言いませんが、私はあるのじゃないかなと思うんです。ただ、それが見解の相違なのかどうかというところはわからないわけでありまして、ここは私は、例えばそういったケースにおいては、明確にここなんだよということをきちんと教えてもらうような組織も必要だと思っておりますし、総

務省さんも、こういうケースはどうですかという問い合わせがあったときに、これはここに入れてくださいときちんと丁寧に説明することも私は必要だと思っております。

今、本当に事務所のそれぞれの経理担当者は困っていると思うんですよ。たまたま私のこういった質問のケースも、ではこれから事務所にいったらいいのかと逆に言ってくる人がいるんです。いや、事務所費に入れたらだめだよ、きちんと政治活動費に入れないというふうな指導するんですけれども、現場の混乱といいますか、きちんとそれぞれやっていると思うんですよ。

やっているといるところが逆に混乱を来してしまっていることは私はいけないと思ってるので、総務省さんもきちんと、それぞれの事務所から問い合わせがあったときには懇切丁寧に答えていただきたいなというお願いもありますし、また、その制度自体も説明責任を果たせる制度にしたいな、してもらいたいなというふうに私は思っているんです。

先ほど申し上げましたけれども、この事務所費ということで、我々改革加速議連の中で提言を取りまとめ、実は二月の十五日に自民党の執行部に出させていただきました。

この事務所費問題についての提言というのは、いわゆる不動産取得は禁止すべきだというのが一つの柱、そして、もう一つは、事務所費という項目を廃止をしましょう。そして、廃止をして、事務所費の中身として、こうこうこれですと挙げられていた賃料損料とか、公租公課、保険料、通信料、そして修繕費のほかに、例えば交通費だとか、飲食費の雑費だとか、こういったものを新設することによって、私は、領収書添付の基準の議論はなくて、きちんと、ぱっと見て、ああこのぐらい使っているんだな、じゃ、おかしいなことはしてないだろうということが、まず一見して安心してもらえるような制度安心するということか、経理担当者も自信を持って経理ができるようになる。

また、マスコミの方もいろいろな政治家の収支報告書とか、よくばあつとチェックすると思うんですが、そういったときに、ああ、これなら別に悪いことはしていないんじゃないか、おかしいこととはしていないんじゃないかという、お互いにとってプラスになるんじゃないかなということ、二月に提言を取りまとめ、自民党の執行部に提出をしたという経緯があります。

しかしながら、今回の与党案については、自民と公明さんの中でのいろいろな協議があったと思います。その中で、この中で外されたということについては、私は、その辺の経緯は何も言いませんけれども、まずは、いずれにしても、説明責任がきちんと果たせる制度になればいいなというふうに思っておりますので、これは私の意見としてとどめさせていただきます。

それで、最後の質問になりますが、今回、与党案、いわゆる今回のこの規制、五万円以上は領収書添付をするということは、すべての政治団体ではなくて、政治家個人が持つております資金管理団体に限って法改正を行うということにしておりますが、この資金管理団体に限って行うというこの理由を教えてください。

○早川議員 政治団体、さまざまな形態のものがありますけれども、資金管理団体というのは、政治家が、本人が代表者である政治団体のうちから一つ選んで、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定するものであるという性格のものであります。

この資金管理団体でありますけれども、いわゆる特定寄附の受け皿、政党から政治家への寄附がさらに当該政治家の資金管理団体に寄附される、こういった特定寄附を初め、政治家がその資金を自己の資金管理団体に寄附し、管理させる、そういう形態が政治資金規正法上に想定されているところでもあります。政治家が自己の資金管理団体に對して寄附につきましては、年間百五十万の個別制限がないとか、あるいは、特定寄附については寄附の総額制限、年間一千万円の制限がない、

こういった特殊性があります。

このように、資金管理団体につきましては、政治家個人との人的、資金的一体性が強く認められることから、国民の政治不信を招くことのないようにするために、政治資金の使途に関し、支出の透明性を高め、収支の公開を図る必要性が大きいと考えたわけであります。

そこで、本改正案では、資金管理団体に限って、人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務づけることにした次第であります。

○篠田委員 どうもありがとうございます。

今回の政治資金規正法の改正案、与党案と、そして民主党の修正案が出されたわけであります。

また、政治とお金の問題、やはり透明性を高めるといふことと同時に、繰り返し申し上げますが、説明責任をきちんと果たせる制度にしたいなと私は思っているんです。やはり、政治に携わる者がきちんと、これだけこれに使っているといふこと、今までは入り口の部分が厳しく問われましたけれども、これからはやはり出口も問われる時代になつてくると思っております。

その中で、私は、国会改革の委員長として、今、もっともとり組んでいきたいことが実はあるんです。例えば領収書の要らない文書通信交通滞在費とか、いわゆる立法事務費とか、その辺もこれからはきちんと使途を明らかにしなければいけないと思っております。また、その議論はこの法案とはまた別の話であります。そういうことにもメスを入れていきながら、また、衆議院、参議院の事務局組織のあり方といったことも同時にやつていかなきゃ、国会の改革が一番おくられているねといふことで、やはり国民からそういった目で見られるんじゃないかなといふふうに考えております。

また、参議院選挙がまたあります。自民党の権公約がこのたび出されました。その中に政治改革、党改革へと不断に努力をするというのがありましたけれども、我々は改革議連として、この中

に国会改革が入っていないということで、国会改革も取り入れさせていただきました。政治改革、党改革、そして国会改革に不断に努力をすると参議院の選挙公約に入らせていただきましたので、これは自民党の執行部にも重ねて御礼を申し上げます。

参議院が終わりましたら、また引き続き、この政治とお金の問題を含めて国会改革に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ先輩方、また御指導、御鞭撻をいただきたいと思ひまして、次に、不動産の問題について平議員が質問に立たせていただきます。

どうもありがとうございます。

○今井委員長 次に、平将明君。

○平委員 自由民主党の平将明でございます。

私は、一昨年、初当選をさせていただきました。それまでは中小企業の経営をやっておりましたし、毎月毎月、企業経理で月次決算なんというのをいろいろ苦労しながらやっておりました。私も今、篠田さんと一緒に改革加速議連で事務所費問題、政治資金にかかわる問題に取り組ませていただきました。不動産の取得の禁止をするべきではないか、そういう提案もいち早く自民党の中でさせていただいたところでございます。

今、政治と金の問題に関しては、政治家やその団体に対する国民の目は大変厳しいものになっていくなというふうに思います。やはり、我々政治家自身がしっかりと襟を正していかなければいけないと思ひます。

あわせて、私も、一昨年初当選をいたしまして、政治家の事務所もしくは資金管理団体の会計のやり方と、やはり民間企業のやり方というのは本当に抜本的に異なっている。それは当然、収益を目的とした組織と政治活動をする組織というのは違うんだと思うんですが、その辺が国民の目から見ると大変不思議に思える、わかりにくいといったことを招いているんだと思ひます。

そんな中で、今回、自民党として民主党あわせて政治資金の規正の改革ということで議論される

ということは本当に重要なことであるし、これは与党、野党問わず、しっかりと取りまていかなければならないと思っております。

そのような中で、まず一つは事務所費の支出による不動産の取得についてお伺いをしたいといふふうに思いますけれども、私も小沢代表の世田谷の物件を現地へ見に行つてまいりました。非常にいい住環境のところでありました。前に小川が流れていまして、道路に面している宅地であります。そのようなことも見てまいりましたが、一般論として、政治資金の使途として、事務所費から支出をして不動産を購入する。政治活動に使う、例えば政治活動の拠点としてそれを利用するといふことであれば一理あるかなと思ひますが、経常経費である事務所費から支出をして土地を購入し、アパートを建設する、それを例えば第三者に貸すとか、もしくは資産価値が高まるような形で不動産を買い増していく。

例えばその世田谷の物件を見ると、道路に面して、二メートル間口で、ぐうっと奥まで胃袋の形で広がっているという土地に、まずは独身者向けと言われている建物が建っていました。その前に面するところも同じ政治団体の所有なんです。そこはまだ建物が建っていない。その現況から見ると、恐らく一番最初にその二メートル間口の奥まった土地を多分買ったんだろと思ひます。その後、正面の土地を買い増したといふことになると思ひます。私は、中小企業をやる前に、実は不動産会社に勤めていたんですが、その二メートル間口の奥まった土地というのは地形が悪いので、また建築基準法上もいろいろな制限がありますので、実際に正面の土地に比べると多分四割ぐらい安いんじゃないかなと思ひます。

そして、その後に道路に面した土地を買えば、これは町の不動産屋さんや開発業者がよくやることですけれども、奥まった土地の含み益は一・五倍、一・六倍になるという話なんです。ですから、別にこれは個別のな事案ではなくて結構ですが、経常経費の

事務所費から支出をして資産価値が高まるような形で不動産を買い増していく、こういったことは政治資金規正法の趣旨から見てどうなのかなといったところを、まず総務省にお伺いしたいと思ひます。

○久元政府参考人 現行の政治資金規正法第八条の三におきましては、政治資金の運用方法は、銀行等の預貯金、国債証券、地方債証券等の取得や、元本補てんのある金銭信託といった、特定の安全かつ確実な方法に限定されているところであります。したがって、金銭等の運用として不動産の取得等を行うことは禁止されているところであります。

一方、例えば、政治団体がその事務所の用に供するなど運用以外の目的で不動産を取得することは、現行法上禁止されていないところであります。あとは、こういうような法律の解釈にのっとり、それぞれの具体的な事実関係にのっとり解釈されることが適当ではないかと思ひます。

適法に不動産を取得するための費目につきましては、事務所費になろうかといふふうに思ひます。○平委員 今の答弁をお伺いしますと、不動産を買うときは経常経費の事務所費から支出するのは適当である。しかしながら、これも一般論ですよ、一般論として、例えば、土地を購入してアパートをつくって第三者に貸すとか、資産価値を増すような形で土地を買い増していくといふことは、一般論として趣旨に反するといふことでよろしいでしょうか。

○久元政府参考人 不動産の取得が金銭等の運用に当たるかどうかといふことであらうかと思ひます。

一般に、金銭等を利殖その他の目的のために、将来、資金として回収する目的を持って財産の形態を変えたりといふことが運用であらうかといふふうに思ひます。そういうような形で取得であれば運用という形にならうかと思ひますし、本来の事務所の用に供するために取得をした不動産が、将来、資産価値が高まって、これを売却したとき

に売却益が出るということはあり得ようかと思ひます。

○平委員 結果として売却益が出てしまったものはしょうがないことですね。

この件に関しては、おのおのの提出者の方にもお伺いをしたいと思います。今、総務省としてはそういう見解でありましたけれども、政治資金の問題は政治家みずから襟を正す問題だと思いますので、法案提出者の方にも今と同じ質問をお伺いしたいと思います。

まず、与党の方。

○西村(康)議員 今総務省からも説明のあったとおりでありますけれども、政治資金規正法第八条の三で、不動産取得などによる政治資金の運用は禁じられております。

委員御指摘のように、マンションやアパートを購入して第三者に貸すことや、あるいは資産価値が高まるように不動産を買い増していくといったことは、一般的に政治活動用に使っているとは考えにくく、国民から見ても、私的な資産運用をしているのではないかと疑念を抱かれても仕方がないと思います。

今のような点を踏まえて、政治家と一体性が強い政治家自身の資金管理団体で疑惑を招くような資産を購入することは不適切と考えて、今回この改正案を提案しているところであります。

○平委員 同じ質問を民主党の修正案提出者の方にもお伺いをしたいと思います。

○松本(剛)委員 平先生に御回答申し上げます。

今、総務省の方からも御説明がありましたように、事務所用の不動産の取得が法の目的で適法であるかどうかということが大変重要な点であろうというふうに思います。

ですから、先生がお話のように、資産価値が専ら高まるように、そしてそれによって利益を得るということが目的であり、転売をするなどして利益を得るとすれば、当然それは政治資金の使途として現行法でも認められないものであろうというふうに思っておりますが、事務所の利便性を上

げる必要があるなど、事務所として、もしくは政治活動に必要な不動産の取得として適法であるというふうな認められれば、政治資金規正法の趣旨になつたものというふうな思っております。

先生もよく御案内かというふうな思いますが、政治資金規正法は、基本理念として、第二条で、「国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、」ということになっておりまして、やはり明らかにすることがまず第一の大きなポイントではなからうかというふうな思っております。

その上で、先ほど篠田先生の御質問でもありましたけれども、個別具体の事案に従つてその処理をなさるべきであるということがさまざまありました。それぞれのケースというのは、一般論で断じ切れないものがあるかというふうに思いますが、最も大切なことは、国民の判断にゆだねられるように一切を明らかにすることではないかというふうな私どもも考えているところでございます。

○平委員 今回質問をすることになりました、与党案、そして民主党案は撤回する前の民主党案をいただいておりますので、そちらの方を読み込んで質問の準備をしていただいておりますけれども、きょう、撤回をされて修正案ということになつたわけでありまして。

先ほど申し上げたとおり、自民党の中の改革加速議連でいち早く、不動産の所有を禁止すべきではないかという意見を出させていただきました。今回民主党側から出た修正案も不動産の取得を禁止するということになったことは我々としても非常にいいことだと思ひますが、さきに出した法案では不動産取得の制限が盛り込まれていませんでした。今回修正案で不動産取得の制限を盛り込んだというのは、どのような問題認識によつて変化をされたのか、民主党の提案者にお伺ひしたいと思います。

○松本(剛)委員 平先生に御回答申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私も、最も大切なことは、国民の判断にゆだねられるようにすべからうかというふうな思ひます。

不動産の取得につきましては、先ほど平先生も、事務所として使うのであれば一理ある、このようにおっしゃられたとおりでありまして、私、ひょっとして、その質問の趣旨は、むしろ当初の民主党案を、不動産を禁止する案ではなくて、民主党案をもう一度出せ、こういう御趣旨での御質問かというふうな思つたわけでありまして、まさに、おっしゃつたように、不動産を事務所として使うということは一理あるであろうというふうな思っております。

先ほど御議論がありましたように、適法な不動産の取得、そしてそれに基づく政治活動というのは現行法では認められているとお話でありました。もちろん、政治資金の使途として適法でないものは認められないということでありました。

しかし、不動産というのは、先ほど先生も不動産会社に御勤務であつたということであるように、また、政治資金規正法では、元本割れの資産運用もしくは投機的な資産運用というものに對しては、浄財である政治資金という観点からいたしますと適当でないという趣旨の内容が盛り込まれております。そういった趣旨から、不動産の価額については、私が申し上げるまでもなく、先生の方がよく御存じだろうというふうな思ひますが、そういう要素がある。そういう趣旨を持って、恐らく与党の皆様は不動産の取得を禁じられたのではないかな、このように解しました。

政策の判断として、そういった運用は、やはり政治資金の運用として、不動産の取得、価額が上がつたり下がつたりする可能性のあるものに政治資金を投入するのは適当でないという判断で禁じられたのではなからうかと解釈をいたしまして、そのように解釈をするとすれば、そのような考え方も一理ある、このように考えたところであります。

ただ、その一理ある考え方を、筋を通すとすれば、やはり株式等、価額の変動の激しいものも含めるべきだろうということで、私ども修正案の中では、これについても加えさせていただく形をとつたところでございます。

また、私どもとしては、今回、私どもの提案を撤回させていただいて修正案という形で本日提出をさせていただいたのも、やはり、政治に対する信頼を回復するというのは、まさに国会における建設的な議論のベースにはかならないわけでありまして。であればこそ、これまでも、政治資金規正法、公職選挙法は、与野党議員の議論の中から法改正が行われてきたものというふうな理解をいたしております。第一会派また第三会派の与党の自民党、公明党さんが一緒になつて提案をされたということであれば、その提案に對して、私どもとして、この点はぜひ御修正をいただくべきではないか、こういう考え方に基づいて、私どもの基本的な考え方は当初提出の形で示させていただいたわけでありまして。

与党のお考えも提出されたことを踏まえた上で、私どもとして、改めて議論の俎上ということとで、修正案という形で提出をさせていただいたところでございますので、先生にまた御意見をちょうだいしながら、ぜひこの国会でしっかりと実効性のある改正を行うことが必要ではないか。そのためには、私どもの修正案は有意義なものとしてぜひ真摯に御検討いただき、御賛同いただきたいということを申し上げたいと思っております。

○平委員 両方の提案者とも不動産取得を制限するというところで一致したということは、非常にいいことだと思ひます。

先ほど言ったとおり、結果として利益が出てしまつたらしやうがないという部分はあるかもしれないけれども、それは後づけの理屈であつて、一般の有権者、国民から見ても非常にわかりにくい形で不動産がとられてゐる。また、PL、BSの

○平委員 明らかにその收支報告書に記載をされている内容から見て、これはいわゆる投資目的であると判断をしたときは現行法の中で対応される、それに対して罰則はないことだと確認する。

団体が七万余、それに政党約一萬弱、資金管理団体一萬強、残り五万というようなことになるかと思いますが。今そうした政治団体で不動産所有というものが約一%というような数字も聞き及ぶところであります。まず、民主党は政党以外の政治団体を対象というのは、なぜ資金管理団体だけがだめでそれ以外がいいのか、これがやはり説明がつかないのではないのかというところがございします。また、資金管理団体で所有はしていません。また、国会議員を例に挙げれば、政治団体で不動産

をなくそうという趣旨は、それはそれでわかるんですが、それだけでも、小さな政治団体、結社などが政治活動をするとときに、例えば、本部を、建物を所有できないといったことができてくると思うんですね。借りればいいじゃないかと思うかもしれないですけれども、そういう一種の権威づけをするためにも、本部を、土地を所有して、建物を所有してということもあるんじゃないかと思います。この政党以外の政治団体全部を対象にしてしまうと、例えば、新党大地というのは、あれは政党

それが多いか少ないかは別として、だからといって抜け道をふさがないということの方がやはり大きな問題であって、もう一方では、今までおり持ちになっておつたところは別に制限をする、保有を認めないということではないわけです。

私はこれは小さなところの政治活動を阻害するというようなことにはならないんじゃないかな、そういうような判断をいたしておるところでございます。

○平委員 これからますます社会が多様化をしていく中で、やはり少数の意見というものをしっかりと政治の世界でくみ上げていく、もしくはそういう政治活動をしつかりと担保していくというのは極めて重要だと思います。

特に、大きな流れとしては多分二大政党制時代に入っていくんだと思いますから、なおさらそういうことは大事だと思うし、今持っているところは関係ないと言いますが、これから新たに生まれてくる芽をつぶさないようにしなければいけないと思います。

どちらもうかるんですよ、言っていることは。言っていることはわかるんですが、国会は大きな政党同士で議論しているから、どうしても小さな政治活動をしている意見がなかなか反映されないと思うんですよ。ただ、それは民主主義にとって極めて重要なことだと思いますから、一定の配慮をやはり少し議論していただきたいなというふうに思います。意見として言わせていただきます。

次の質問に移させていただきます。

先ほど篠田議員からも指摘がありましたけれども、私も会社の経営をやつて、ある程度会計というのにはわかる部類に入る人間だと自分で思っていましたけれども、やはり政治の世界に入ってくると、会計の処理の仕方が全然違う、感覚的に違う。それはやむを得ないんだと思うんです。

しかしながら、戸惑うのは、企業経営をしていれば、会計士なり税理士なり、いっぱいいるんですよ、相談する相手は。逆にこっちがどの会計士を選ぶか、どの税理士を選ぶか、どの会計事務所を選ぶかというのができるんですけれども、リアルな現実として、スペシャリストが余りに少ないという現状があると思います。ですから、その辺については、政治にかかわる会計のスペシャリストの育成みたいなものをぜひしていただきたいな

というふうに思います。

我々は、企業会計をやつていましたから、全部帳簿に載せて、いつでも説明をできるということにしたいと思うんですけれども、会計の微妙なニュアンス、さっきのどの科目に入れるのかとかどう処理するのかという企業会計と違うところのアドバイスは、どこに聞いても、総務省に聞いても、何かわかつたようなわからないような答えが多いし、そうすると、先輩議員のただれだれさんはこういうやり方をやっていますよ、ただれだれさんはこういうやり方をやっていますよというところ

不動産も有価証券も、あわせてそれは持たない方向に持っていくべきだと私は意見として思っています。

この辺について、では最後に与党、民主党提案者から一言ずついただいて、終わりたいと思います。

○西村(康)議員 今委員御指摘というか御意見のとおりでありまして、我々、国民から疑念を持たれるようなことをしないということ、個人に私的に相続されるようなことがないように、そういったことも含めて、今回、政治家と一体性の強い資金管理団体について、不動産の取得を禁止したところであります。

そうすると、そのただれだれさんというのが、実はそれはだめですよと社会から糾弾されると全部だめだ。これは、政治家としては極めてリスクなわけでありますので、その辺の育成にちよつと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。これも意見として言わせていただきます。

最後に、政治資金管理団体等で例えば不動産を持つ、もしくは財産を持つというのは、私は別の問題はあらんであるんだろうなと思います。それは相続の問題です。

○鈴木(克)委員 まさに今議員のお尋ねになった点は五月の二十三日の予算委員会でも私どもの岡田議員が国税庁と尾身財務大臣に尋ねたところでございまして、国税庁としては課税上問題があると認められた場合は税務調査を行うなどして適正公正な課税の実現に努める、それから尾身財務大臣も、国税当局は適正公正な課税の実現に努めているものと確信をしておる、こういうことでございしました。

例えば、ある政治家が土地を持っていました。例えば有価証券でもいいですよ、有価証券も持っていました。その人が亡くなりました。そうしたら、その政治団体の後継者がそれを引き継ぐんですね。大抵の場合は息子だとか娘さんとかだと思ふんです。中小企業とか企業であれば株式は課税されますから、今自民党で事業承継を一生懸命やっていますけれども、そこで当然、相続税が出てくるわけですよ。

○今井委員長 次に、高木陽介君。

○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でございます。今回、ようやく政治資金規正法の改正案の審議がスタートいたしました。これについては、これまで新聞やテレビ、マスコミ等でもずっと報道

やはりこの違いを見ると、これは政治の世界で世襲化を促進する効果があるんだと思うんですよ。ですから、私は、ここはやはりきれいに、資産は持たないということをするべきだろうというふうに思います。

時間も来ましたからやめますけれども、民主党さんの修正案では有価証券という話もあったけれども、そういった意味では有価証券も一緒ですよ。

○東議員 今、高木委員お尋ねの中で、みずから御発言がございました、一つは資金管理団体における事務所費を初めとする経常経費の使途の不透明さ、それからもう一つは資金管理団体が巨額の不動産取得をする、これが国民の浄財をもとにした政治資金の使い道として果たして適切なものか、この二つの問題が大きくクローズアップされた、これが背景にあると私も認識をいたしております。

その質問に移させていただきます。

さされましたように、今国会、特に政治と金に対するさまざまな指摘がございました。そういった中でこの問題がクローズアップされてきて、与党の中で、まあ、我が党公明党も提案者等を初めいろいろな協議をした中で、ようやく法案提出、そして審議入りという段階、これに敬意を表したいと思います。

また、先ほどの自民党の委員の御質問とも若干重複する部分もあるかと思いますが、その点は御容赦願いたいと思います。

まず、今回の規正法の改正案、なぜこれをやらなければいけないのか。これは、今、新聞、テレビ、マスコミでも報道されてきたというふうに申し上げましたけれども、例えば事務所費の問題、松岡前農水大臣がお亡くなりになられて、まことに後悔やみ申し上げたいと思いますけれども、その事務所費でのいわゆる水の問題、これもマスコミで取り上げられて、逆に言えば、それがおもしろおかしく取り扱われた部分もあったと思うんですけれども、やはり政治と金の問題というのは襟を正していかなければいけない。さらに、民主党代表の小沢党首の不動産の取得の問題、これもクローズアップされましたし、そういった中で今回の改正の背景、その意義について、改めて与党の提出者にお伺いをしたいと思います。

○東議員 今、高木委員お尋ねの中で、みずから御発言がございました、一つは資金管理団体における事務所費を初めとする経常経費の使途の不透明さ、それからもう一つは資金管理団体が巨額の不動産取得をする、これが国民の浄財をもとにした政治資金の使い道として果たして適切なものか、この二つの問題が大きくクローズアップされた、これが背景にあると私も認識をいたしております。

そういう観点からして、やはり政治と金という

のは絶えず国民の監視あるいは熱い視線の中で位置づけられるものでありまして、政治家のお金の使い道、使途というものは、当然のごとくそういう国民の大きい関心と監視の中にあるということから考えたならば、こういう問題が惹起したら、いち早く改正ということを考えていくことが我々政治家の大きな役割であり使命である、このように考えておりまして、したがって、不信感というものをぬぐい去って政治と金の透明化をより前進させるということが今回の意義だ、私はこう思っております。

○高木陽委員 今、提出者の方から意義が述べられましたけれども、政治と金の問題を考える場合において、今回法律改正することによって審議をしておりますけれども、大切なことは、やはり政治家たる者、説明責任を果たしていくということが一番大切なのではないかなと思うんですね。法律があるからその法律にのっとってやる、当然なんですけれども、疑惑を持たれた場合には、またはそういう指摘を受けた場合には、政治家みずからが国民の前にしっかりと説明をしていく、こういった姿勢がやはり問われているのではないかな。

その上にあつて、国会議員だけではありません、地方の議員の方、政治に携わる方々はたくさんいらっしゃいます、そういった中で政治家たる者が、本当に国民から、有権者から、納税者から、なるほどしっかりとやっているな、こういう信頼感を得ていくことが一番必要であらうかな。

ただ、そういうような中であつて、今回さまざまな問題点が指摘されましたから、あえてここで法改正をしていく。ただ、これまでの政治資金規正法の改正というのを見てみますと、何か問題が起きると、それを追っかけるようにして改正をしていく。ところが、次にまた新たな問題が起きて、次また改正をしていく。こういうようなパターンが多かったのではないかな。

やはり、法律を改正していくとともに、私たち政治家というものがもう少し説明をしていくとい

うこと、これは政治と金の問題だけではありません、今、年金の問題もいろいろと議論がされておりますけれども、そういった問題をしっかりと説明していくという姿勢を確立していきたいと思ひますし、この審議を通じながらお互い確認をしたいと思います。

その上で、今回の与党の改正案のポイント、これを簡単に述べていただきたいなと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○東議員 しっかりと説明をしていくということは当然非常に大事なことで、私もこのように思っております。納得がいくまで説明をするということが大事です、一わたり説明をするじゃダメなので、納得がいくまで説明をすることが説明責任を果たす、こういうことだと私は思ひますので、全くの同感でございます。

さて、今回の与党案のポイントでございますが、一つは、先ほどからお話が出ていますように、不動産の問題です。資金管理団体が、土地もしくは建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権もしくは土地の賃借権を取得し、または保有してはならないものとする、これが一つでございます。

二つ目は、資金管理団体に對し、人件費以外の経常経費の一件当たり五万円以上の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務づける。ただ、この経常経費は人件費は除いている、こういうことでございます。

この二つがポイントでございます。

○高木陽委員 ちよつと質問の順番を変えさせていただきます。

今、提出者の方からお話がありましたポイント、不動産の問題と領収書添付の問題。この不動産でございませうけれども、これはなぜ不動産を禁止しなさいいけないのか。

こころ辺のところも、先ほどの自民党委員の中でも、政治団体もいろいろな団体がある、こういった言い方の中で政治活動の自由の部分に触れておられました。この不動産所有の禁止、この取っか

かりは小沢民衆代表の不動産取得のことがかなりクローズアップされてからこの問題というのは議論が深まってきたとは思ひうんですけれども、なぜ不動産所有を禁止するのか、この点について伺いたいと思ひます。

○大口議員 高木委員に御答弁申し上げます。

今委員からもありました、そしてまた自民党の先生からもあつたわけでございませうけれども、政治団体の中には政治結社でありますとか、あるいは業界団体の政治連盟とか、あるいは労働組合の政治委員会ですとか、さまざまな政治団体があるわけです。そして、そういう政治団体は、安定的な活動拠点を確保することも非常に必要であるというところが一方にあるわけですね。そういう点で、これを全面的に禁止することになりますと、その政治団体の政治活動の自由とか、あるいは財産権に対する過度の制約、こういうふうになつてくるわけでございませう。

そこで、私も与党案は、資金管理団体に限つて、これは今まで何回も答弁がありますように人的、資金的に政治家個人と資金管理団体が一体化しているものについては、政治資金でもって不動産を取得することについては八条の三の政治資金を運用することによるチェックしきれないということでありまして、非常に国民の不信といひますか、こういうものが今回高まつたわけでありまして、そこで、これにつきましては八条の三だけでは足りないということで、土地の所有権、建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権、賃借権というのについて保有してはならない、こういう規制をかけたわけでありまして、以上です。

○高木陽委員 自分の資金管理団体を見てみても、不動産を取得できるだけの資金が集まつていないと素朴に自分自身も思うんですが、それを取得できる資金管理団体をお持ちの方々というのはすごいな、こういうふうに素朴に思うし、多くの国民の方々も、浄財の政治資金が運用されている、そう思ったときに、果たしてこの不動産取得

というのはいかなものかと思ひつてゐるんじゃないかな、こういうふうにも思ひうんですね。

そんな中で、今回、今国会が始まつてから、この政治資金規正法問題、特に与党の中でいろいろと議論を重ねてまいりました。公明党は、公明党としても途中経過、途中段階でさまざまな提言をされたり提案をされてきたと思ひうんですけれども、この与党案のまとまる過程の中で公明党としていろいろと取り組まれた状況、いろいろとあつたと思ひうんですけれども、その点について簡単に御説明いただければと思ひます。

○東議員 今日、法案を提出して議論をいただくまでの経過というものを簡単に御説明申し上げます。

この事務所費問題というのが惹起をいたしました、加えて、不動産を取得するということが大きく国民の間で話題に上りまして、これはいかなものかというところになりました、四月十七日に、私たちは党の政治改革本部におきまして、個人の資金管理団体について、五万円以上の経常経費人件費を除く経常経費の支出については収支報告書に領収書の添付を義務づけるということが一つ、それから二つ目は不動産の所有を禁止する、この内容を柱とする骨子というのをまとめました。

これをまとめたことによつて、さらに、その翌日でしたか、我が党太田代表が安倍総理と協議をいたしました、安倍総理の方からも、今国会に提出する、太田代表の要請によつて提出するという意思を表明なさつた。それから与党の政治改革プロジェクトチームというところで本格的な議論が始まつたわけでございませう。

両党が案を出し合ひまして、そこで不動産の所有の禁止については両党とも案を出す段階から意見は一致いたしておりました。ところが、人件費を除く経常経費に領収書添付ということについては、これは大きく意見が分かれてまして、先ほど来御質問の中にも出ておりましたけれども、事務所費という項目を除いて、そして、さらに細かく科

目をふやしてやることでいいのではないかという意見であったり、あるいは政治活動の自由を著しく脅かすことになるのではないかという意見があったりで、自民党さんでもつかい政党ですからいろいろな意見が党内にさまざまある、それらを背景にしながらプロジェクトチームに出てこられる。私たちは、いや、びしっと経常経費に五万円以上の領収書を添付すべしということで、相当ここの意見が分かれて、何度も何度も激しい協議を行いました。

そういう中で、なかなか合意に至らなかったんですけれども、それでも国民に対する不信、疑念はやはり払拭していかなきゃいけない、この気持ちにおいては見事に一致をしておりましたから、粘り強い協議を続ける中で、最終的に自民党さんも私たちの案というものに合意を示してくださいまして、最終的に領収書添付義務づけということと盛り込む法律案、そして、あわせて不動産の取得の禁止ということを盛り込んだ法律案ということになった次第でございます。

○高木(陽)委員 今お話がありましたように、紆余曲折というか、それぞれ違う政党ですから、同じ連立政権、連立与党を組んでいるとはいえず、考え方というのは違う部分があつて当然だと思えます。

そういう中で、お互いが話し合いをする中でやってきた。特に、安倍総理と我が党太田代表との話し合いの中で、今国会で法案提出する、成立を図っていくんだ、こういった話し合いがなされたというの大きな要因だったと思います。そういう意味では、やはり国民に対してしっかりと信頼回復をしていかなければいけないという、安倍総理、太田代表、そしてまたその当事者ですつと協議された方々の御苦労というものを本当に評価したいと思えます。

せっかくここまで来ましたが、私思うんですけれども、民主党との修正協議というのはなかなかできないんですけれども、本当はこういった問題は与野党一緒になつてできるといいんだろう

な、こういうふうな若干、若干というか強く思っております。ただ、どうしても、選挙を前にしているという、参議院選挙がだんだんと視野に入ってきた。そうなるにつれて、それぞれの党が独自色を出してくる、こういった部分もなきにしもあらずなのかなという気もしないではないです。しかしながら、大切なことは国民がしっかりと理解をして納得をしていただくことだと思えますので、この審議の過程の中でもしっかりと議論を進めてまいりたいと思えます。

その上で、規制対象を今回与党案は資金管理団体に限定をしている。このところでもさまざまな新聞論調を見てみましても、抜け道がでちゃうんじゃないかなとか、いろいろとさまざまな指摘、御批判等も見受けられます。そういった問題について、資金管理団体になぜ限定したのか、この部分を明快にお答えいただければと思います。

○東議員 先ほどから何度も何度も使われているワーディングがございます。それは、政治家個人としての人的、資金の一体性が強いという言葉でございます。ここが資金管理団体の特性でございます。確かに政治団体は約七万あります、さまざまな政治団体がございまして、それは政治家が絡んでいる政治団体もあれば、全く政治家が絡んでいない政治団体もたくさんあるわけで、そういう中で政治家個人との資金的、人的一体性が強いという、これが資金管理団体の特性でございます。したがって、そこについて何らかの改正をきちんとしてやって切り込んでいくということが一つ大事。

それから、事務所費問題というのは、資金管理団体の事務所費問題として惹起してきたわけですから、そこをきちんと考えていくということがございます。

それから、いわゆる全政治団体、七万に及ぶ全政治団体に既に政治活動費というのは五万円以上の領収書添付義務というのが課せられているわけですから、お金の出というように考えたときに、やはり政治活動というところはその時々

の政治活動のボリュームによってお金の出る量が多かつたり少なかつたりしていくわけで、したがって、ここに五万円以上を、どういふふうに使われているかというために政治活動のところは全政治団体に五万円以上の領収書が添付される。

他方、経常経費というのは、これはもう読んでは字のごとし、常に使われるいわゆる事務的経費といえます。そういうことが常識なんです。ところが、今回の問題はそういう常識を覆すような、そういうことがあるだろうかとか本当にびっくりするような形でこの一例が出てきた、これが今回の問題の惹起でございます。

したがって、経常経費というのは、いわばその政治団体にとって必要不可欠な生活費である、内容について詳しく報告させても余り意味がない。しかし、その政治活動費に比べ通常は支出に大きな変動がないとはいえないながら、考えられないことが起こったとしたら、つまり、政治活動費で支出すべきは普通のものを、ここに領収書添付義務があるものだから経常経費の方に回して、そこに領収書添付義務がないからそこで支出をしたという考えられないことが実際に起こったとするならば、これは大変だということ、資金管理団体の経常経費のところは領収書添付義務ということをやれば課さざるを得ないだろうとなった。

ただ、それを七万の全政治団体に一気に網をを広げると、しかも事は経常経費なんです。政治活動費はすべて添付義務があるわけですから、それは余りにも行き過ぎだろうということから考えて資金管理団体というところ限定して、しかも経常経費のところは五万円以上の領収書添付義務を課したということでございます。

○高木(陽)委員 今、少し次の質問にもかかわる御回答が出てきたんですけれども、領収書添付の基準の五万円。これは民主党側が一万円。一万円なのか五万円なのか、三万円がいいのか、または五万円がいいのか、または一円がいいのか、いろいろ意見があると思うんですけれども、この部分です。

よく私もテレビの討論会等に出させていたたときに感じるんですけども、政治資金というのは税金なんだと勘違いされているテレビのコメンテーターの方々が結構いらつして、まさに政党交付金はそういった部分では貴重な税金から各政党に交付されているということで、これの使途については五万円超の公開基準というのがございます。一般の政治資金の場合には、例えば献金ですとか、または事業収入ですとか、さまざまな形で、本当に国民の、これも浄財なんですけれども、こういったものの使われ方もきちんとして公開していかなければいけない、透明性を高めなければいけないということなんです。税金とは違う部分がある。ただ、政治資金については税制上かなりの優遇措置がなされているということもありまして、この点はさらにしっかりと透明性を高めていく、これはすごく必要なことだと思います。

その上で、五万円というのと民主党が言っている一万円、こら辺の差、何か民主党の方がいいんじゃないかと多くの国民の人たちも言ったり、またはコメンテーターがテレビで言ったり、そのところを、なぜ五万円なのかの部分をもう少し御説明をいただければと思います。

○東議員 確かに、それだけ聞きますと、それは低い額の方にした方がいいんじゃないかと思いがちですが、なぜ与党案が五万円以上になったかは、二つの観点がございます。

一つは、現行の政治資金規正法の資金管理団体のいわゆる政治活動費というフィールドが五万円以上の領収書添付義務となつております。それから、政党交付金の支出の領収書添付義務も五万円以上になつております。この五万円以上というところに整合性を持たせた形で、資金管理団体の経常経費も五万円以上とすべきであろうというふうに考えました。

それは、それなりの背景があるわけです。これが二つ目の観点です。その背景というのは、確かに、民主党さんがおつ

しゃっているような一万円以上の時期もございました。それは、昭和五十年の政治資金規正法改正から一万円とされたんですけれども、その後、当時の物価の上昇あるいはまた報告義務者の事務的な負担、事務的負担は一万円の方が当然多くなってくるわけですから、それに比べて五万円としたときも余り事務的な負担の程度は変わらないね、むしろ物価上昇や事務的な負担というものを勘案したときに五万円ということが適当ではなからうかということ、その後、昭和五十五年五万円に改正をされているわけです。先ほどなたか後退とおっしゃったけれども、そうじゃないわけですね。当然のごとく改正をされたわけでございます、こういう背景がある。

例えば、昭和二十三年は千円だったんですね。ところが、当然、余りにも明細の報告の事務負担が多過ぎるというようなこともあり、物価の上昇というものもあり、千円が一万円になり、そして五万円になった。こういう背景、経緯というものがあるわけです。

そういうこともしっかりと踏まえて、リーズナブルな、きちんとしたものをつくらなければならぬ、こういうことで五万円以上ということになったわけでございます。

○高木(陽)委員 今お話ありましたように、この政治資金規正法というのは、ずっと変わらずに来たわけではなくて、機会あるごとに改正されてきた。そういった流れ、背景といったものをしっかりと認識しないと、提出者が答弁で今言われましたように、一部だけをとらえると、あつ、こっちの方がいいねという部分があると思うんですね。全体をしつかりと見据えながら、その中でちゃんと説明をしていかなければいけない、このように私も痛感をいたします。

時間も限られておりますので、最後に民主党の方々に御質問させていただきたいと思うんです。民主党が当初法案を提出して、この委員会が始まる時にその民主党案を一たん取り下げる、それで与党修正案を提出されるという、不動産の問題を取り入れたと思うんですけれども、もともこの不動産の問題というのは、今回の法案を提出する前に、この国会に入っているという議論をされておりました、委員会ではなくて。そういった中で、なぜ修正案を提出されたのか、なぜ取り下げたのか、前の民主党案というのはだめだったのか、ここら辺のところをちょっと伺いたいと思います。

○松本(剛)委員 高木先生に御回答申し上げます。先ほどもありましたが、私どもは、民主党案を提出するに当たりましては、検討を重ねた結果、そのような形が望ましいということで提出をさせていただきました。

当然、御指摘のように不動産もしくは資産の取得に對しても、既に議論があったところでありますけれども、先ほど御回答申し上げたように適正であるかどうかということ、そして、政治資金規正法の基本理念に従って明らかにするということとをまず旨とすべき、こういうことを考えた結果、現行法でも十分に明らかにすべき内容になっている、これを明らかにしないということであれば問題であります、という形で臨むべきではないかという判断をいたしまして法案を提出いたしました。

この不動産の取得に関しては、先ほど現行政治資金規正法の八条の三の精神をおっしゃいましたように、また、先ほど自民の方の御質問にありましたように、政治活動の事務所として使うのであれば一理ある、まさにこの政策判断、制度設計の判断だろうというふうに思っております。

今回、政治の信頼を回復するためには、まさに建設的な政策議論のベースである国会の信頼回復の問題でありますから、与野党が協議を重ね、しっかりと政治資金規正の改革案を早急につくるべきではないか、こういう思いで、私どもとしては、与野の皆さんが出されたお考え、その判断を一定程度尊重し、私どもとしての意見を修正案という形で加味して御議論に付していきたい、このように思っております。

うに思ったわけでございます。

先ほど高木先生の御質問の中で、与野党の中で、紆余曲折と言うかどうかという話でありましたが、与野党の中での御議論を重ねて案が出された、いわばリーグの中のプレーオフで一つの形が出たんだとすれば、今度は与野党の中での議論をしていく中でしっかりと国民の信頼が回復できるものを積み上げてまいりたいと思っております。

その点で、一つは、資金管理団体に絞っているのか、政治団体に広げるべきなのか、こういうお話であります。

現行法は政治団体で義務をかぶせておりますし、今おっしゃったように政治団体は政治資金に對しては一定の税制上の優遇もあるわけですから、そのことを考えると、やはり一定の義務を課される、その一定の範囲がどの程度であるかというの、一つの判断ということになろうかと思っております。他方で、先生おっしゃったように、政治資金の中で不動産を取得するというのはそれなりの金額が必要であるということを考えれば、その義務というものはある程度負うべきではないかということ、私どもとしては、資金管理団体ではなく、やはり政治団体を規制の対象、ベースとするべきだということ、これは領収書についても、また資産の運用の問題についても、そのように思っております。

資金管理団体が、いわば一体化という形で先ほどおっしゃっておられましたけれども、現行の制度の中では、相当に、資金管理団体をもってその政治家もしくは国会議員の活動を代表する資金の管理と言えるかどうかということにはかなりの疑問がある。先ほど申し上げたように資金管理団体を持つておられない方はもちろんでありますし、資金管理団体の指定をされておられる方でも、それよりはるかに大きな金額を別の団体で実質的に動かしておられる方もおられるわけでありまして、今大切なことは明らかにする、明らかにするということだ、このように判断をし、その点を修

正案で提出させていただきました。

また、五万円と一万円の問題であります、国民の理解を得るという意味で、現在さらなる国民の理解が必要だという段階にきているとすれば、今の五万円から一万円に引き下げるといふ形が必要ではないかというふうに私どもは判断をし、提案をさせていただいているところでございます。先ほど政治活動費との整合性という話がありましたが、これは両方そろって引き下げること、私どもも御提案させていただいているわけでございます。

ここに、昭和五十五年政治資金規正法が改正をされた十一月十九日の参議院での議事録がございまして。公明党の当時の多田副委員長がおっしゃっておりますが、当時の法案で、「これはもとの政治資金規正法がもとともとざる法なんだという意見もございまして。それに対して今度の改正案では、第十二条の政治団体の支出について一万元以上のものに限っては提出義務がある、こういうふうにあつたものを今度は五万円以上のものについては報告する」というように大分これは後退しているわけですね。「後退」とおっしゃっておられます、改正ではなく。「ですから、私は、それを含めて、やはり国民の強いそういう批判にこたえて抜け穴を封じ、またざる法でない、収支も厳しくするし、支出もはつきりと報告するようにする、そしてまた罰則もつける、そのようにすべきであると、このように思います」、このようにおっしゃっておられまして、当時の精神というのがやはりこは生かされるべきではなからうかというふうに思っております。

由緒ある、また見識のある高木先生のことでございますから、私どもの修正案の意義、そしてまた公明党の皆さんが積み重ねてこられた議論の重みというのを受けて、ぜひこの修正案に対する真摯な御検討をお願い申し上げたいと思っております。

最後に、私どもとしては、党として修正案に対する協議を呼びかけさせていただいております。

私どもも責任者の、今質問します岡田副代表から呼びかけさせていただいておりますが、残念ながら呼びかけをまだお受け取りをいただけていないというお話もお聞きをしております。ぜひ高木先生の方からも真摯に協議に応ずるよう、党に働きかけをいただきますようお願いを申し上げて、答弁いたします。

○高木陽委員 時間が参りました。

ただ、一言申し上げたいのは、今回、法改正になります。冒頭にも申し上げましたけれども、何か問題が起ると法改正をしていく、まあ、これは問題は解決していかなくいけなないので法改正も必要なんですけれども、大切なことは、国会議員というのは選良と言われている、本当に一人一人の政治家が説明責任を果たしていく、それをしつかりやっていければ法改正する必要はないわけです。このところをやはりしつかりと肝に銘じながら今回の法改正に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上で終わります。

○今井委員長 次に、岡田克也君。

○岡田委員 民主党の岡田克也です。

まず、今、我が党の松本政調会長が最後に述べたところですが、先般、民主党案と与党案がそろったところで、我々はあえて修正案という形で論点を絞り込んで出し直しをさせていただきました。でき得れば、こういう問題ですから与野党でちゃんと協議をして合意が得られればいいという思いで、自民党の政治改革本部長である石原さんと公明党の同じく政治改革本部長である東さんに政党間協議を申し入れをしたところですが、残念ながら振られてしまいました。

しかし、きょう、それから来週の審議をやりながら論点が明確になったのであれば、やはりきちんと政党間で協議をするということは、私は国民に対する責任ではないかと思いますが、東さん、いかがでしょうか。

○東議員 昨日ですか、正式に文書でもってお申し込みをいただきました。私も自民党の石原さん

とも協議をいたしましたして、審議がもう始まる、この審議の質疑、答弁という状況も刻々と進んでいく、その中でさまざまな問題点や論点というものも浮き彫りになってくる、同時進行、並行してこの委員会の筆頭理事間でよくその中身も含めて協議をまずもっていただくといいことではないかという結論に私もなってます、そういうことをお答え申し上げます。

○岡田委員 そうしますと、当面筆頭間で協議するとして、将来的には政治改革本部長間での政党間協議ということも視野に置いておられるというふうに考えていいですね。

○東議員 そこは、まず筆頭理事間の協議の状況を見てということにさせておいていただきたいと思います。

○岡田委員 この問題は、先般、予算委員会の集中審議のときに総理にも申し上げましたが、国民と政治、政党あるいは政治家をつなぐその信頼というところが問われている非常に重要な問題ですから、ぜひこれはそれぞれの党を代表してしっかりと責任を持って協議する、でき得れば合意をする、そのことをお願い申し上げておきたいと思っています。

さて、きょうは政治資金規正法の改正について議論したいと思いますが、その前に同じく東さんにちょっとお尋ねしたいと思っています。

先般、松岡前農水大臣がお亡くなりになりました。大変お気の毒だと思っています。

ただ、予算委員会あるいは国会の場で松岡さんは何度か同じ答弁を繰り返されて、それが果たして説明責任を果たしているのかということが議論になりました。そして、総理もその松岡発言をいわばかばい続けたわけであります。公明党は、東さんも、そして太田委員長も、松岡さんの答弁は説明責任を果たしていないということを何度か言われたわけですが、今こういう事態になって、総理のかばい続けた姿勢、それについてどういうふうにお感じか。与党である公明党が説明責任

を果たしていないと何度も公の場で言いながら、結局それは総理の耳には届いていなかった、少なくとも総理はそのことを受け入れようとしなかったということだと思えますが、そのことについてお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○東議員 私も、松岡前農水大臣のああいふ非業の死と申しますか、これについてはもう本当にいたたまれない思いでいっぱいになりました。私も直接熊本の葬儀に参加させていただきました。私も確かに、今岡田委員おっしゃっているように、もう亡くなられた後いろいろなことを言うのは大変申しわけない思いでいっぱいなんですけれども、正直、説明責任がきつちり果たされていなかったというのを思うと、それはやはり少し足らなかったなという思いを抱いております。

そこで、総理がどうしてと今おっしゃいましたが、これは私は総理じゃありませんので、総理の胸のうちまではわかりませんが、恐らく推察するに、農業問題、農政問題については大変な知識と行動力というものを持っている第一人者だろう、こういう御認識を松岡さんに対して総理はお持ちではなかったのかなというふうに思います。世界との農業交渉やさまざまな非常に重要な時期が来ているから、ここは経験と見識と行動力を持っている松岡さんに頑張ってもらいたいというように思っています。それ以外に私はお答えのしようがないんですが、だから、もともと農政の分野でしっかりと力を発揮してもらいたい、そういう思いがあったのではなからうかと推察をいたします。

○岡田委員 仮にそういうことであったとして、しかし、あの答弁を擁護し続けたということが日本国総理大臣として果たして適切な対応であったのかどうかということについて問うているわけですが、

○東議員 総理もそういう周囲の声、状況というのは当然わかっておられたわけですから、個人的に今は亡き松岡氏にもう少しきちんと説明をできませんかというような話ぐらいはなさったのでは

ないかと推察はします。ただ、私はそのことを確認したわけではありません。

それ以上は御本人に聞いていただかないと、私はわからないという感じがします。

○岡田委員 この問題は、私は安倍総理の総理としての資質を問われた事態だったと思うんです。同時に、説明責任を果たしていないと何度も公に公明党の太田委員長初め幹部が言われながら、ずっとそのことが実現しなかった。そういう意味では、私は、公明党自身もこのことについて適切な対応ではなかった、党としてのあり方を問われるような、そういうことだったというふうに思っております。

もし何かありましたら、どうぞ。

○東議員 党のありようがいかげんなものかというのはいちよつと言ひ過ぎじゃないでしょうか、私はそう思いますよ。

公明党が公明党とおっしゃいますが、自民党さんの中にもいろいろなおっしゃる方がたくさんおられるわけで、あるいはまた、我が党幹部のそういうコメントなんか新聞やテレビを通じて官邸にも届いておたろうし、それ以上こちらがどうだこうだと言うのは、閣僚任命は総理の専権事項ですから、だから、あの時点で私どもは党としての主張性というのは精いっぱい出させていたでいた。それを公明党としてどうか、だらしがないんじゃないかとと言われるのは、ちよつと心外な感じがいたします。

○岡田委員 ですから、連立与党のトップが公式に発言しながらそのことが全く実現しない、それをそのまま放置しておいたということは、結局ポーズで言っていたと言われても仕方がないんじゃないかということ、私は直截に申し上げたいわけでありまして。

さて、法改正の問題について議論を進めたいと思いますが、まず先ほど来たたびたび議論になっております資金管理団体に限定をしているということについて議論したいというふうに思います。今回の問題、確かに松岡前大臣については資金

管理団体の経常経費の問題でありました。しかし、資金管理団体だけこういったことが発生するんでしようか。ほかの政治団体についても同じような可能性は十分あるし、今までもそういうことはあったというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○東議員 それは、全くないだろう、これからもないだろうというようなことは決して言えないと思います。

その気になれば政治活動費というものを経常経費というところに流し込んでやるということ、それはあるかもしれませんが、しかし、極めて特異な今回の事例だと僕は思いますよ。こういうことが本当にあるんだろうかと私もびっくりいたしました。やはり政治活動は政治活動費というフィールドできちんと支出する、経常経費というのは経常経費のフィールドできちんと支出をするということが当たり前の常識ですから、その常識を覆すようなことが起こったというのはまことに情けない。しかし、そんなに頻発して起こるようなことではないだろうというふうに思っている次第でございます。

したがって、ほとんどの方ははじめに一生懸命政治活動をやっておられる。それから、そういう政治家にかかわる後援団体とかその他の政治団体というのもある。しかし、同時に、先ほどから申し上げているように全部の七万の政治団体のうち、つまり、政治資金管理団体あるいは政党本部、支部、そういうものを除いたいわゆる政治家がかかわるその他の政治団体と政治家と全く関係のない政治団体、これは例えば思想、結社のいろいろな団体とか、あるいは労働組合系の団体であるとか企業系の政治団体であるとか、全部ひっくるめて五万あるわけですから、これが混然一体となつていくわけですから、しかも、ほとんどのところが多分経常経費ですからきちんと支出をされておられる、政治活動は政治活動費としてきちんと支出されておられる、そこは領収書添付義務はもともついているということですから、そういう

うまじめにやっておられるほとんどのところに経常経費というものに領収書をつけることによって事務的な負担を増やしてみたり、全部に網をかけるみたいなことは、果たしていかがなものかというふうに思います。

平たい言葉で言えば、本当に一握りのそういう不祥事、政治家の不祥事みたいなものが一気に五万の世界に広がっていくということは、私は多分迷惑だと思えますよ。政治団体でも、小さな政治団体から大きな政治団体からいっばいある。大きな政治団体にしてみれば、その領収書添付義務、そして同時に項目をきちんときちんとして転記をしながら、きやいけなんですから物すごい事務的負担が出てくる。そういうことを果たしてやらせていいのか、それが私の率直な思いですね。

だから、ここは政治家にある種のペナルティーという意味と警告効果、こういうことが起こったところから直ちにこうなるんですよという意味で経常経費のところも領収書添付をする。それとも一つは、今後はもう情報公開の時代です、例えば今まで資金管理団体で支出されていたお金が経常経費で領収書添付義務がついたものだから、急にそこは支出金額が少なくなつて、自分が関連する後援団体や政治団体の支出がほとんどふえたりしたら、そんなものは一目瞭然で、情報公開の時代なんですから直ちにたまたかれますよ、メディアや何かで。また、そういうことを平気でやれるような時代ではないし、そういうことに対する警告の効果も今回の法改正はあると私は思っております。

○岡田委員 ですから、まず資金管理団体に限るという前提を置いていろいろ理屈を立てようとする、今の東さんのような説明になるんだと思えます。問題は、本当に資金管理団体に限るということが合理性があるかどうかということを議論しているわけですね。

それは極めて例外だと言われるかもしれませんが、現にそういったことが起きた。そして、これから法の網をくぐり抜けてそういったことをし

ようという政治家が出てこないという断定はできない、むしろ出てくるんじゃないか。何しろ一国の総理大臣がそれをかばうような国ですからね。そういう中で、やはりきちんと国民の理解を得られるように広く網をかけるというのは私は当然のことだと思えますが、いかがですか。もう一回言ってください。

○東議員 では、七万の政治団体すべてにかけるんです。そこから生ずるところの事務的な負担だとか、しかも事は経常経費ですよ、政治活動費は既に領収書は添付義務を課せられているんですよ。僕はそれはちよつと乱暴だと思えます、逆に、

○岡田委員 これは乱暴でも何でもなくて、政治活動費については領収書を添付しているが経常経費についてはしていないというのは、経常経費というの、その性質からいって、わざわざ領収書を添付しなくてもわかり切ったことだということですね。しかし、そのことを奇貨としてそこに領収書のとれないお金を流し込んでるんじゃないかという疑惑が持たれてるわけですから、やはりその疑惑にきちんとこたえていかなきゃいけない。

七万の政治団体と言いますが、今だって政治活動費については五万以上とはいへ全部領収書の添付が義務づけられてるわけでしょう。政治活動費について、その中身から見ると余り知られたいくない、それについて五万円以上について領収書の添付が義務づけられてるのに、どうして経常経費について領収書の添付をしただめなのか、私は全く理解できないわけですね。

ちよつとお聞きしますが、今の政治資金規正法で、資金管理団体とそのほかの政治団体で入りのところは若干の違いがありますね、先ほど来議論に出ています、私はこれは本当に小さな違いだと思えますけれども、出のところは全く同じ扱いをしていただ、今回例外扱いすることになるんですよ。初めてだと思えますよ、資金管理団体とそれ以外の政治団体で出のところを区別するのは、そこまでする理由がどこにあるんでしょうか。

○東議員 まさにそれが、先ほどから申し上げているように政治家との一体性が一番強い団体という意味です。であるがゆえに、資金管理団体に特化して経常経費のところに領収書の添付義務をと言っているわけでございます。

そもそも政治資金規正法というのは、政治資金の収支の公開を通じて政治活動が国民の監視と批判のもとに行われるようにするという方法を政治資金適正化の基本的な手段にしています。したがって、仮に、ある政治家の資金管理団体が平成二十年分の収支報告書から急に支出を減らして、関係する後援会がその役割を代替するというようなことがあれば、それは収支報告書で明らかに明瞭にさらされるわけです。もうそういう時代なんですから。したがって、私どもは、総合的に見て資金管理団体の経常経費のところに領収書添付ということが非常に妥当ではなからうかなと。

おっしゃるように全部やりましたら、それは確かに安心かもしれませんよ。しかし、何かまるで性悪説のように、もう最初からそうやって逃げたいて経常経費のところを使うんだということ前提にして、そうやって追い込んでいくことが果たしていいことなんでしょうか。しかも、相手は政治家だけじゃないんですよ。政治家と全く関係ない政治団体がたくさんあるんですよ。（発言する者あり）違いますよ、パッパについていけませんよ、何言っているんですか。さまたまにありますが、組合の団体もあれば企業の団体もあれば、さまざまありますよ。そういうところにそういう制約の網みたいなのを果たしてかけていいのかわからないと思います。

したがって、これから先また検証ということもあるわけですから、本当に、ここは単に対立点をすすみたいなり方です。やっていると、私どもは、一歩前進ということで、私たちのこの案の方がやはり妥当だと思えます。

○岡田委員 私は一歩前進だとは全く思わないわけですね。資金管理団体だけ特別扱いをするとい

う悪い先例をつくることになるというふうに思っているわけですが。これを一つの突破口にして、同じようにしてさらに見えていくことが起こりかねないということも懸念しているわけです。それでは東さんにお聞きしますけれども、資金管理団体の指定というのは、これは何か具体的な要件があるんですか。ある政治団体、複数の政治団体の中でこれは資金管理団体にするという指定行為は、何らかの基準があつて、その基準に基づいてなされるんでしょうか。

○東議員 もともとこの資金管理団体というのは、この制度が導入されたということは、いわゆる政治家にはそれぞれ自分の関係した政治団体はいろいろあるけれども、政治家に直接お金を扱わない、本人が代表者である政治団体のうちから一つを選んで、その政治家のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定をするということ、つまり、平たく言えば政治家の財布といいますが、そういう団体というものをすることによって、そこにいわば一本化して政治家が政治のお金をいただく、そして使うという形をその資金管理団体というものを通してやりましようということ、できた制度ですから、これは非常に意味のある団体ですね。であるがゆえに、先ほどから出ているように、特定寄附だとさまざまな特典があるわけです。

したがって、政治家が資金管理団体というものを通してお金の出入りというものをきちんとしていく、これは非常に大事なことだと思いますよ。この資金管理団体ができる前というのは、まさに、さまざまに小口の政治団体とかいっぱいある中でお金をある意味で政治家が直接タッチしていた、そういうような状況、その反省の中から生まれてきたのがこの資金管理団体というシステムですから。そのように私は認識しております。

○岡田委員 私の質問には答えていただいているんですけども、資金管理団体とそれ以外の政治団体でどこが違うか。これは予算委員会ですった資料です

が、おさらいのために、(パネルを示す)おっしゃるように資金管理団体だけに特定寄附に関する制限がないことと、それから特定寄附と自己資金による寄附について制限がない、この部分だけ違うんですね。

しかし、この上限がないというのはそう大きな問題ではないですね。これはほとんどの人は適用はないです。自分の資金管理団体に百五十万円以上寄附しているという人が一体何人いるんでしょうか。あるいは、政党が政治家個人に寄附して、特定寄附ですね、そこから資金管理団体にお金が流れるということがどれだけあるんでしょうか。

かつて、二〇〇〇年よりは前は企業・団体献金が認められていたから、企業・団体献金が認められるのは資金管理団体だけでしたから、これはそれなりの違いがあつたんですね。しかし、政党以外に企業・団体献金は認められなくなつて、今や政治団体、その中の資金管理団体と資金管理団体以外の政治団体の違いというのはほとんどなきに等しい。

それで、私の先ほどの質問ですけれども、指定がえというのは簡単にできちゃうんですね。ある政治団体を資金管理団体にして、ある日突然気が変わつて違う資金管理団体に指定がえする、これだつて自由なんですよ。そういう実態がある中で資金管理団体だけ厳しくするというのに、これだけ意味があるんですかというのを私は東さんに問うているわけです。いかがですか。

○大口議員 指定がえも、岡田委員がおっしゃるとおり、もちろんできるわけでありまして。政治家本人が代表者であれば、その政治団体について資金管理団体と指定すればいいわけです。

ただ、政治家がこれは政治家の資金の受け皿として指定するという意味は政治的に非常に大きいんです。いろいろな政治団体のうちでここを資金管理団体として指定するその重みといいますか、それは政治家も自覚をしている、こういうように思っています。そして、そういう指定した資金管理団体については、特定寄附において、そしてま

た個人の寄附について、総枠あるいは個別の枠というものが外されるということによって政治資金規正法上もこれを資金の受け皿というふうには、法律上そういう位置づけをしているということですので、それ以外の政治団体とは法律上の位置づけが違つて、こういうことです。

○岡田委員 寄附する個人から見ると、それが資金管理団体であつてもそれ以外の政治団体であつても、基本的にそこには差はないわけですが。これは資金管理団体だからここに寄附しよう、これは資金管理団体じゃないから寄附するのはやめよう、そういう話は基本的にはないんですね。しかも、その資金管理団体以外の政治団体の長が政治家本人であれば、もうほとんど区別はないということになります。

だから、そこをわざと違つて言っている、政治家との一体性があるとかそういうことを言っているのは、私はそれは国民に対してごまかしているかと思ひます。ちゃんと説明してないかと思ひます。いかがですか。

○大口議員 私どもは、政治資金規正法上、資金管理団体とそうでない政治団体の扱いを異にしているわけですね、法律的に資金管理団体とそれ以外を区別しているということをしつかり重視している、こういうことでございます。

○岡田委員 公明党にばかり聞いてもいかかと思ひますが、自民党はどうですか、今の議論を聞いていて。

○後藤(茂)議員 政治団体と政治資金管理団体のそれぞれの区分の考え方等につきましては、たびたび発言が続いているところで、同様に考えております。

実を申し上げますと、政治団体の中には政治家とは全く関係のない、いわゆる政治上の主義主張を行うような、専らそういう活動を行うような政治団体もあるわけでありまして、こうしたところにも本場に今回の政治家と政治家の金というように観点で議論がされる中でこうした規制を加えていくということになりますれば、よく注意し

て見ないと、七万ある政治団体の中に例えば主義主張を行うという意味での政治活動、あるいは結社の自由、そういうことについてやはり問題が起ることもあるのではないかと。

確かに、その他の政治団体の中に後援会とかいろいろな団体もありまして、政治家との関係の深い団体もあるかと思ひますけれども、しかし、こうした政治家と関係のあるその他の団体と政治資金管理団体をはっきりと区別していく、政治団体と政治家と関係のあるその他の政治団体を区別していくということも法律上難しい、そういうふうにも思つております。

確かに、おっしゃいましたように最初は法人寄附があつた、それがなくなつてからは政治資金管理団体とその他の政治団体の差が十分小さくなつていくのではないかと御指摘も、それはそのとおりかとも思ひます。しかし一方で、政治資金管理団体というのが、政治家との一体性ということと特定寄附についての特別扱いあるいは政治家個人の寄附についての歳入面における特別な扱いが認められていることも事実でありますので、そういう意味では、政治家と一体として考えられる団体として政治資金管理団体をまず規制の対象として拡大していくという御提案を与党としてさせていただきます。

○岡田委員 実態は全く違つてわけですね。例えば、今お話の中で政治家と全く関係のない政治団体がたくさんある、それは事実であります。しかし、そういったことも含めて政治資金規正法は全体に対して少なくとも政治活動費については網かけをしているわけですね。だから、国民の浄財である政治資金について不断に国民の監視の目のもとにさらすことで公正さを確保していこうと。これは別に政治家が中心になつた政治団体だけではなくて、政治団体すべてについてそういう考え方に基づいて政治資金規正法があるわけですから、ここで突然、いや、政治家に関係ない政治団体についてはそこまで網をかぶせるのはおかしいという議論というのは、今の政治資金規正法の

考え方とは全く矛盾する考え方というふうに私は思うわけですが、いかがですか。

○東議員 経常経費というのは、そもそも、先ほどから申し上げるように、その性質から見て政治団体にとって必要不可欠な生活費、内容について詳しく報告させてみて余り意味がない、通常、支出に大きな変動がないというところから、もとも政治資金規正法で経常経費には領収書添付義務がないわけですね。それが今回あり得べからざるものが起こったということで、政治家に対するペナルティーで資金管理団体だけおかしな話だけれども経常経費のところを特例として領収書添付義務を課そう、こういう考え方ですから。それを七万の全団体に広げるといことは、これは不自然だと思えます。

それと、仮にも政治活動費として本来計上すべきものを経常経費として計上した場合は、当然のごとく違法で、虚偽記載とかいろいろなことで刑罰の対象となり得るわけですから、その政治活動費をこれを奇貨に何でもかんでも経常経費でやろうなんていう、そういう流れにはなりませんと私は思いますよ。

○岡田委員 虚偽記載で違法になりかねないようなケースについて日本国総理大臣はそれを守り通したわけですから、そういうことだから私は言っているわけですよ。

そして、今、資金管理団体の指定がえが容易にできるということを申し上げましたが、もう一つ、お金の流れも自由にできるということですね。資金管理団体とそのほかの政治団体の間ではお金が自由に行き来するという問題です。

予算委員会ですった資料をもう一度使わせていただきますが、これは別に悪いことをしているというところではもちろんなくて、たまたま総理の収支報告書を絵にしてみたものであります。(パネルを示す)

総理の場合は、この晋和会が資金管理団体ですね。それ以外に、東京政経研究会、これは当時の秘書さんが代表をしておられる。同じ事務所にあ

りますね。お金が五百万、この政経研究会から来ている。この資金管理団体から地元の政治団体三つに対してそれぞれお金が直接あるいは間接に行っている。つまり、お金の行き来がこれだけあるわけですよ。これは別に総理だから、安倍さんだからということじゃなくて、そういうことは結構日常的に多くの政治家の中であるんだと思うんですよ。

こんなにお金の行き来があるということだと、経常経費もこれはそれぞれ計上されているんですけれども、晋和会では八千二百万、東京政経研究会では千百万。ところが、同じ事務所にあるというんですね。すると、経常経費の例えば光熱水費なんかどうしているんだらうか。まあ、総理は一定のルールで分けているとおっしゃいました。それはそれで一つの正しい判断でしょう。しかし、やり方によっては、そういうことについて恣意的にどちらかに一方的に計上することになることがあるかもしれない。領収書の添付があれば、そういうことについておかしなことをしていればわかるけれども、結局、そういうこともわからなくなっている、そういう問題があるわけですよ。こういう実態がある中で、資金管理団体だけやっていけるということはごまかしだということを私は申し上げているわけですよ。いかがですか。

○大口議員 今回、資金管理団体については五万円以上という形で領収書添付または明細を明記する、こういうことなのでその資金管理団体の経常経費というのは明らかにしてくるわけですね。政治団体とその資金管理団体について、例えばつけかえをやるというようなことがあれば、これはやはり政治資金規正法の虚偽記載になるわけですよ。

○岡田委員 つけかえというところということになるかもしれませんが、例えば同じ事務所を共有している場合とか、それから、そもそも領収書がなければチェックのやりようがないということをし上げていくわけですね。だから、ちゃんとチェックできるように、資金管理団体だけの領収書を添

付したって、それだけではチェックのしようがないわけですから、ほかの政治団体も含めてきちんとチェックできるようにするのが私は当然のことじゃないかというふうに考えるわけですね。もう一度答弁してください。

○東議員 先ほどのパネル、今お持ちですか、私もこの間予算委員会でもその議論を伺っておりますが、結論として、安倍総理も、結局その資金管理団体の晋和会との間にほとんどのお金がどんと集まっていますね。当然行き来はあるにしても、やはり主たる政治団体という、いわば代表的な意味合いを持った資金管理団体という位置づけがその図の中ではっきりしていますよね。だから、資金管理団体というのはそもそも他の政治団体と違うわけですから、政治家との資金的、人的一体性というものを保持しているというのが図らずもその図がしっかりと示していると思えますよ。

それと、とにかく政治家というのは細かく網をかけておかなきゃみんな何をかすかわからないぞという、いわば性悪的な感じで見ていきますと、もう一方で政治活動の自由という、本当に担保されなきゃいけない非常に大事なその活動の自由ということを侵しかねませんよ、余りそうやって細かく細かくやっていくということは、私は、率直にそう思います。

○岡田委員 私は、これは安倍さんの例を挙げましたが、安倍さんの金の流れが問題であるというふうに言っているわけではないんですね。ただ、自由にお金が行き来するという一つの例として挙げたわけで、ほかの政治家だと資金管理団体に集中していない政治家もいるかもしれない。ただ、制度上はそういうことができるということを私は申し上げているわけですよ。

やはり説明責任ということはどう考えるかという問題だと思えますよ。今、政治活動の自由が妨げられると言いましたけれども、経常経費について領収書を添付しただけで政治活動の自由が妨げられるんですか。たしか公明党の中でとなたか、東さんたちじゃなかったかもしませんが、こう

いう発言をされましたよね。経常経費について領収書添付を義務づけないということを自民党は強調するけれども、それを余り強調されると、実は経常経費に領収書のとれないようなお金がたくさん入っているんじゃないかというふうに疑いを持たざるを得ないと。これは公明党の議員さんの発言ですよ。ですから、今あなたは同じことを言っただけけれども、つまり、政治活動の自由がこれで制限されかねない。そんなことはないはずですよ。いかがですか。取り消ししませんか、発言を。

○東議員 私は、そういう制度上のことで先ほどの言葉を使ったわけじゃないんです。そうやって、いわば性悪的な感じで、法の目を細かく細かく網羅させない限りは何をしでかすかわからないというふうな、そういうことを前提に法改正みたいなことを考えていき始めると、やがて一番大事な政治活動の自由ということに侵しかねないんじゃないですかという意味のことを言っているわけですよ。そういうことなんです。

だから、今回のことも、事は経常経費なんです。それを、一部の人の本当にびつくりするようなことが露見したわけですから、それが全部に蔓延するといふふうに考えることは乱暴だと先ほどから私は申し上げているんです。

それで、政治活動費のところはもうすべて領収書添付義務が七万全部についているわけですから、重ねて恐縮ですけれども。

○岡田委員 ですから、資金管理団体に限定するという大前提を置いていろいろ説明を考えれば、今この議論の中で東さんがいろいろおっしゃったことになるんだと思えます。しかし、公明党はもとも政治と金の問題については非常に厳しい党だったはずですね。ですから、私は東さんのその答弁を聞くと非常に残念だし、東さんとは平成二年の初当選以来、政治改革と一緒に取り組んできた仲ですから、その東さんにそういう発言をされてしまうと、与党、野党というふうに分かれてしまった今とはいえ、大変残念な思いがするとい

うことを申し上げておきたいと思います。

最後に、不動産の問題について、国税庁を呼んでいますので、国税庁にお聞きしたいと思います。

予算委員会でもお聞きしたわけですけれども、不動産の所有をこれから資金管理団体については制限されるということですが、政治団体に不動産の所有を認めると、適正な課税がなされないままそれがいつの間にか個人のものになってしまうおそれがある、こういう議論があるんですが、国税庁はそういう議論を認めるんですか。

○加藤政府参考人 税法に則して申し上げますと、通常の政治団体、これは税法上人格のない社団に該当します。この人格のない社団が解散などをいたしましてその財産が個人に移転する場合は、その移転する利益は個人の一時所得となります。したがって、税法に従ってその一時所得については個人に申告義務が課されるわけでございます。この申告について、もしいろいろな資料や情報等で適正な課税上問題があるということでしたと、それは税務調査などを行うというのが私どもの基本的な方針でございます。

○岡田委員 国民の中には、いや、政治家の政治団体について非常に国税庁は甘く対応しているんじゃないか、適正な課税をしていないんじゃないか、こういう見方があるわけですけれども、そういう見方に対して国税庁はどういうふうにお答えになりますか。明確に否定されますか。

○加藤政府参考人 私ども国税庁といたしましては、税務の適正な執行という使命のもとで、いかなる状況においても公平に適正に課税を実現する努力をするつもりでございます。

○岡田委員 私は、政治団体の不動産所有を制限するという案を民主党も出したわけで、そのことに反対しているわけではないんですけども、その理由というのは、先ほど来議論されていますように、国民の浄財である政治資金について、それはリスクの高い運用を許すべきではない、得することもあれば損することもあるわけですからね、結局、国民の浄財がせっかく集めたのに無駄

になってしまいかもしれない。そういう意味で
 不動産、私は当然株もそうだと思いますよ、そう
 いうものを制限するというのは一定の合理性があ
 ると。したがって、そういう案を私どもは出して
 いるわけでありまう。

ただ、不動産所有を認めると、適正な課税がなされないまま不動産がいつの間にか個人の所有になつてしまふおそれがあるという物の言い方は国民にすごく誤解を与えるし、もしそういうことがあるのなら、これは大変なことですね、政治家だけ特別扱いするという。

ところが、実は、不動産所有を認めると、適正な課税がなされないまま不動産がいつの間にか個人の所有になってしまっておそれがありますというのは、さきの予算委員会での安倍総理の答弁なんですよ。私はこれを聞いて本当にびっくりしたんですけれども、一国の総理大臣です、国税庁も当然総理のもとにあります、その総理が、政治団体について、いつの間にか個人財産になっちゃうおそれがあるんだというふうに言うというのはいかげなもののか、これまた資質を疑わせる発言じやないかというふうに思うわけですけれども、いかがかなんでしょうか。適正な課税をしないままという。いかがでしょうか。東さん、どうですか。そういうことはあるんですか、ないんですか。

○東議員 あのとときの総理とのやりとりというのは私はつまびらかにしておりませんが、そういうおそれというものがあるために、私は、個人にはそもそも資金管理団体の名のもとに不動産を所有すること自体でそういう疑念やそういう声を惹起させること自体が問題なので、不動産は所有すべきではないというふうに考えているわけです。そう思いませんか。それで民主党さんでも不動産は所有すべきではないというふうに修正されたんでしょう、考え方を変えられたんでしょう。

○岡田委員 それは違うんです。我々が言っているのは、そういうリスクの高い運用を政治資金ですべきではない、そういう視点から不動産や株は除外すべきである、制限すべきであるということ

を申し上げてゐるんです。いつの間にか何か適正な課税がなされないまま個人財産になってしまうというようなことをもし政府が認めたら、これは大変なことだと私は思いますよ。

ですから、きようは安倍総理がいまさんから私はこれ以上申し上げませんが、やはり責任ある立場にある者はもう少しわきまえて発言すべきじゃないか。あの後、財務大臣はそれを打ち消す発言をされましたからね。いわば閣内不一致であつたわけですけども、もう少しそういったことについてきちんとした答弁を総理であればされるべきだというふうに申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○今井委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員　民主党の細川律夫でございます。
与党提案の政治資金規正法案についてまず伺います。まず、質問に当たって、与党案が提案をされましたときの新聞を読み返してみました。五月三十一日の読売新聞の見出しは、「領収書義務」効果は疑問　規正法与党改正案「支出付け替え可能」となっていて、与党案は抜け穴が大きいとの批判も強いと記載をされております。また、その同じ日の読売新聞の別の紙面での見出しでは、この与党案、「小沢氏狙い撃ち」というふうな記載をしております。どの新聞の論調も、政治資金の規正は穴だらけであって、与党の真の目的は民主党代表を批判することにあるというものであろうかと思えます。

私は、こういう新聞などでの論調の政治不信を払拭するためには、この法案審議でいやくも党利党略があつてはいけない、そういう印象を与えてもいけないというふうに思っております。それで、党利党略ではなくて、国民の政治不信をなくすにはどうしたらいいか、そういう観点から政治資金規正法の改正案は議論をしていかなければならないというふうに思っております。

そういう意味では、今回のこの与党の政治資金
 規正法の改正案、そして民主党のそれに対する修

正案が出ておりますから、できればこの審議を通じて政治資金規正法の改正案が与野党合意に至るようにぜひしていかねばいけないんじゃないかというふうに思います。

そういう意味で、岡田克也委員の方から冒頭に話が出ておりました政調同士の話し合いができなかったところでございますから、そういう意味で、筆頭間協議ということに任されてきましたので、ぜひ筆頭間で、私も野党の筆頭ということで、与党の筆頭としっかりその点について話し合いをまっずしていきたいということでありますから、ひとつ、与党の筆頭にはよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

先ほど、岡田克也委員からの質問でも、資金管理団体に限って規制をしても意味がないのではないか、政党を除くすべての政治団体に適用すべきではないか、こういう議論がずっとなされてまいりました。

そこで、私は、具体的にお話をさせていたいただきたいと思いますが、その前に、もう一度確認的にお聞きをいたしますけれども、規制を資金管理団体に限ったということの趣旨を、ごく簡単にわかりやすく説明してもらいたいと思います。

○大口議員 細川委員に申し上げます。

今までも申し上げましたように、政治団体は七万ある、さまざまなものがある、こういうことですので、そのすべてに網をかけるべきかどうかという事ですと、やはり政治家個人の財布がわりという事です、まさしくその部分が不透明であるという国民の信頼を損ねるという資金管理団体に、これは政治家がいろいろな政治団体の一つを指定するわけです、そこにターゲットを絞って、資金的、人的一体性の極めて強いこの資金管理団体について規制をさせていただいたという事です。でございます。

○西村(康)議員　そもそも今回の問題の発端が、政治家の資金管理団体による事務所費が多いんじゃないかという議論、あるいは資金管理団体による多額の不動産の取得、こういったことから、

まずこの資金管理団体について規制をしよう。さらに言えば、先ほど来答弁のありますとおり、政治家個人と資金的、人的にも一体性が強いこの資金管理団体について規制をしようというものであります。

○細川委員 政治家がかかわる政治団体というのは資金管理団体だけではないわけでございます。私のことを申し上げますと、まず政党の支部がございまして、これは国会議員の政治活動のためだけではないんですけれども、政党助成金の受け皿にもなっています。私の政治活動の重要な分野を担っております。同時に、私も一応政治資金管理団体を持つております。そしてまた、もう一つそれとは別に、やはり私の後援をしてくださる方と勉強会とか懇談会とかいろいろやるための政治団体があります。

これら三つの団体は、それぞれ別に会計帳簿を持ちまして、収支報告もいたしております。具体的にそれらの会計規模を申し上げますと、政治資金管理団体では年間七百万弱。もう一つの政治団体は九百五十万円。そして政党支部の方は二千万弱のお金になっております。

この三つが私の政治団体でありますけれども、そのほかに個人の政治活動がありまして、それには国から支給されます文書通信交通滞在費を充てている、こういうことになっておりますけれども、政治家が関係している政治団体というのは大体こんなものかなというふうにも思います。

そこで、与党の皆さんも、今回こういう政治資金管理団体に限ってという規制で提案をされておりますけれども、具体的に、皆さん方、御提案者それぞれが政治団体をどれくらい持つておられるか。私が今三つあるというふうに申し上げましたけれども、どれくらい持つておられるんでしょうか。提案者にひとつお答えをいただきたいと思っております。

○今井委員長 提案者全員ということですか。

○細川委員 はい。簡単でいいですから。

○東議員 私の場合は、一つは政党支部、もう一つは資金管理団体、ビジョン21という二団体でございます。政党支部とそれから資金管理団体と。政治資金規正法にのっとってきちっと届け出ておりますので、公開されておりますので、それ以上知りたければ、どうぞ見られてください。

○後藤(茂)議員 それぞれ政治資金収支報告書等を提出しておりますので、正確な報告を行っておりますので、どうぞ、幾つかの政治団体がございまして、ごらんをいただきたいと存じます。

政治資金管理団体と、それから政党支部、その他、地区の後援会が三つ、政治団体となっております。

○大口議員 私は、政党支部、それから資金管理団体一つ、政治団体は二つでございます。

○西村(康)議員 資金管理団体一つと、政党支部、それから後援会があります。三つです。

○早川議員 西村議員と同様であります。(発言する者あり)

○細川委員 いやいや。資金管理団体の関係で、なぜそこを規制するかということを知りたいために私は質問しているんですから。

皆さん方が関係をする政治団体、三つもあれば、四つもあれば、五つもありません。

そこで、私がお聞きしたいのは、複数持つておられる政治団体の中で資金管理団体の意味をどういうふうにとらえておりますか。幾つもありますね。関係されているのが今言われたように複数あります。資金管理団体はそのうちどういうような意味を持たれておりますか、皆さんには。

○大口議員 資金管理団体が政治資金の受け皿です。そういう位置づけでございます。

○後藤(茂)議員 お尋ねでありますので、私は、それぞれ政治資金収支報告書を見ていただければ非常に明確になることだというふうに思っておりますけれども、考え方といたしましては、政治資金管理団体は、例えばパーティーを開くとか、そういうことにつきまして資金を受けるという形の団体として扱っておりますから、そういう意味では、そこで受けた資金管理団体の資金が他の団

体に交付されているということは運用としてはあると思います。

○細川委員 国会議員の中に政治資金管理団体を持つていない国会議員も結構多いわけですね。一昨年ですか、二〇〇五年末の時点で七十二人が資金管理団体を持つていないんじゃないか、そういうことでしょうか。(発言する者あり) 一割です。多いじゃないですか。皆さん方は、先ほどお二人に聞きましたけれども、資金管理団体を非常に重要そうに言われましたけれども、実際はそうではないんじゃないですか。

現実には資金管理団体にどんなメリットがあるかといったら、政治家がみずから管理団体に寄附をする、その額が多いくらいですよ、実際のメリットというのは。だから、こういうものをなくして別のところでやれば、幾ら資金管理団体を規制してもそこがしり抜けだと言われるんですよ。先ほど読み上げた新聞の論調は当たるじゃないですか。

それでは次に、収支報告の五万円、一万円です。ちよつとお聞きします。

東さんは、一万円にすると非常に手間暇がかかる、そういうことを言われましたけれども、しかし、政治団体は帳簿をつけなければいけない、経理をきちつと帳簿につけなければいけない、これは法律で規定をされていまして、そして、これを記載しなかつたりあるいは虚偽の記載をしたらしたら処罰されるということも規定をされております。そういう帳簿をきちつとつけていたならば、それを収支報告することについてはそんなに手間暇はかからないはずですよ。経常経費なんですから、そんなにあるはずないですから。そう

思いませんか。

○東議員 政治団体でも、大きいところと小さいところとさまざまありますね。それから、確かに帳簿につけてあるんですけれども、それを例えば一万円以上ということになると、もともと帳簿につけてあるものを、五万円でも一万円でもそうで

すが、全部一つ一つ転記をするんですよ。だから、かなりの事務的な量になろうかと僕は思いますよ。

それとともに、先ほど申し上げたように、五万円以上の領収書添付というものがなされている背景と経緯、そこをやはり踏まえなきゃならぬと思いますよ。例えば政党助成金というものが、これはオール国民の税金ですから、最もチェックが厳しくなきゃいけない。特に透明性というものが本当に高くなきゃ大変な話ですよ。国民の寄附という浄財も当然ですけれども、特に税金ですから、政党交付金も五万円以上の領収書添付ということが義務づけられているわけです。

しかも、この政党交付金というのが導入されたのが平成六年です。まさに細川内閣が誕生した翌年ですよ。日本列島が本当に政治的関心がむちゃくちゃに高かった、熱い、列島フィーバーのときですよ。選挙制度が中選挙区から小選挙区に変わる、あの時期に政党交付金制度というものも導入された、それで領収書添付義務、五万円ですよ。

この政党交付金導入時も、最終的には当時の連立与党、それから自由民主党が賛成しているわけです。当然、賛成したということは五万円の添付にも賛成しているわけです。反対は共産党のみなんです。平成六年の一月二十九日の衆議院の本会議ですよ。先生はあのときは連立与党におられたんじゃないですか、違いますか。おられたでしょう。私もいましたよ。先ほどの岡田さんもしましたよ。みんな賛成しているんですよ、五万円。こういう経緯をよく踏まえておかないと、突然一万円なんて言い出して、もういうことなんですかと逆にこちらは聞きたいぐらいでございます。

○細川委員 それでは、民主党の方が一万円に限る、それについては民主党の方から説明をお願いいたします。

○武正委員 お答えをいたします。

先ほど来、昭和五十五年の政治資金規正法の改正というのが一つのターニングポイントだったと

いう御議論があらうかというふうに思うんですね。あのときは与党は一万円から五万円への引き上げに賛成をされて、野党はそれに反対というところでありまして、ここが一つのポイントだったんじゃないのかなというふうに思いますので、やはりそこに立ち戻る必要があるというふうに考えるわけでございます。

先ほど東委員からの性悪説という立場に立たないというふうなお話でありまして、別に性善説、性悪説ということを言うことをよしとはしません。ただ、政治資金規正法の第一条、「国民の不断の監視と批判の下」、この文言というのは非常に重いものがあるというふうに思うわけでございます。これイコール性悪説とは言いませんが、やはりこういった条文のもと我々は説明責任を果たさなければならぬし、そしてまた、厳しいそうした国民の批判のもとにさらされるだけ、それをわかりやすく開示すべきであらうというふうに思っております。

また、事務の煩雑ということはこの後もいろいろ議論があらうかというふうに思いますが、それはいろいろなやり方で、例えばそれこそ税理士さん、どこの企業もそうですけれども、月々いろいろな形でサポートしてもらいながらそうした煩雑さをクリアしている。その価格も非常に今は安くもなっている、こういったことも付言をさせていただきます。

○細川委員 先ほどもお話をいたしましたけれども、政治資金規正法の第九条は、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに政治団体に係る次の事項を記載しなければならぬとあって、すべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所、そして、その支出の目的、金額、年月日ということになっております。そして、報告をするということは、この会計帳簿の管理がしっかりしていれば、これを収支報告書に、私は、先ほど申し上げましたように、容易であるというふうに思っております。

そこで、今度は総務省にお聞きをしますけれども、

も、政治団体はきちっと会計帳簿をつくって支出の額とか目的とか年月日すべてを記載しなければいけないことになっておりますけれども、会計帳簿としてそれに基づく収支報告が正確さをきちっと期しているのかどうか、これを会計帳簿で確認する権限というものはありますか。

○久元政府参考人 総務大臣あるいは都道府県の選挙管理委員会には、会計帳簿の検査を行ったり、直接これを確認するといった権限は与えられていないところでございます。

○細川委員 一般の企業会計なら、税務署がいつでも立入検査をする可能性があります。その点、選挙は、あるいはその他の公務員は、立ち入りなどの調査権限はあるのか。そして、この規正法九条、会計帳簿にきちっと記載しなきゃいかぬ、そういう実効性は具体的に担保されているのか。総務省に聞きます。

○久元政府参考人 実効性の担保ということですが、現行の政治資金規正法は、総務大臣や選挙管理委員会に立入調査権を与えるというような形ではなくて、罰則もつて、すなわち、会計帳簿を備えず、またはこれに記載すべき事項の記載をせず、もしくはこれに虚偽の記入をした者は、三年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処する旨の定めをする、こういうことで実効性を制度的に担保しよう、こういうような考え方がとられているところでございます。

○細川委員 今、帳簿を備えなかったり、あるいは記入をしなかったり、あるいはまた虚偽の記入をしたり、そういうことをした場合には三年以下の禁錮、五十万円以下の罰金に処するという規定があるんですけれども、それでは、この条文を適用して摘発をしたことがありますか。これは法務省に聞きます。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

私どもの方で把握している限りで申し上げるわけでございますが、承知しているところでは、平成十四年、八王子区検察庁におきまして起訴をした事件、それから、平成十八年に大津区検察庁に

おいて起訴をした事件がございます。いずれも、政治資金規正法第九条の違反によりまして被告人らに有罪判決を受けたものと承知しております。

○細川委員 この二件というのは、会計帳簿がこの九条に違反をしたということで摘発されたんでしょうか、それとも、たまたま別の関連の事件でその帳簿が九条違反ということで摘発されたんでしょうか。

○三浦政府参考人 私どもの方で承知している限りでございますが、いずれも、団体におきまして会計帳簿を備えていなかったという事実であつたと承知しております。

○細川委員 政治団体が六万とか七万、たくさんありますね。それで、その帳簿をきちっとつけて収支報告をしなければいけないというふうなことは、しかも、刑罰でそれを担保している。しかし、それがいまだ、たつた二件摘発をされただけだと。私は、これは本当に、そういうことを規制していても、実際に担保になっていないんじゃないかと。だって、そもそも選挙の方は権限がないんですから。告発しようにも何も権限もなければ調査もできない。だつたら何にもできないじゃないですか。関連のことで、たまたま帳簿がなかったというところで多分摘発されたんだと思いたくはない。そんな実態ではないんじゃないかと。だから、私は、政治資金規正法がこの点でもざる法になっていないか、こういうふうに思います。

そこで、総務大臣、せっかく政治資金規正法で、政治団体は会計帳簿をつけて収支報告しなきゃいかぬ、しかし、実態は今申し上げたようにそういう点はざる法になっている、その点、総務大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○菅内閣総理大臣 政治資金というのは、先ほど来お話しがありますように、国民の皆さんの不断の監視と公開のもとにさらして、それについて批判を受けるというところになっておるところでありますけれども、私どもに立ち入り権がないということ、やはり政治活動の自由だとか、あるいは行政の関

与というのは最小限にすべきだろう、そういう中で今日の政治資金規正法というのはできているのではないかなというふうに私は思います。

ただ、私は、国民の皆さんが非常に政治資金についても関心が高まっておりますので、透明性を向上させるということは大事なことであるというふうに思っていますので、それぞれ各党派でその点についてはやはり詰めていただきたいと私は思います。

○細川委員 もう時間が来たようでありましてけれども、この会計帳簿、その収支報告、これをせっかく政治資金規正法で規定をしていますが、それが刑罰で担保されながらも実際には担保されていないという、非常に法的になっている。したがって、今度の政治資金管理団体に限った規制とかその金額を五万円というふうなことにして、これがやはりざる法としてしり抜け的になっては、決してこれからの政治のためにはよくない。やはりここで、しっかりと国民の皆さんに厳しく監視、そして批判もしていただけるように、透明性をしっかりと、この際、政治の力でやっていかなければいけないということを最後に申し上げまして、これで終わりにしたいと思います。

○今井委員長 次に、高山智司君。

○高山委員 民主党の高山智司でございます。今回、政治資金規正法の改正という運びになったわけですが、これは今まで何度も答弁者の方からも御議論いただいております。一つは我が方の小沢代表の不動産の問題、また、昨年末から始まりました安倍内閣の閣僚の事務所費問題というのがきっかけとなつての政治資金規正法の改正ということ、皆さんもう御承知のとおりだと思います。先ほど、今、我々民主党の方は、まず小沢代表がみずから政治資金規正法上に求められていること以上の情報公開をして、国民の皆様にごう内容であるということを開示しました。その結果、それは不適切じゃないか、いや、適切だ、いいじゃないか、いろいろな議論が巻き起こって、そして、我々民主党といたしまして、

不動産のみならず、有価証券なども含めて投資目的のものは政治団体を持つのはよくなかうというところで修正案を出させていただきました。

あと残る論点は、当然、領収書の問題と事務所費の問題、こういった問題になると思うんですけれども。

政治団体あるいは政治活動をするのに不動産が必要かということに関しては、例えば自民党の本部ですとか、結構立派な建物があって、ああいう活動にはやはりあれだけのものが必要なかなというふうにも思うんです。一説には国有地の上に建っているという安い値段で借りているのか。まさに不動産を持つというのが、自民党の若手の議員の皆さんからも発言がありましたけれども、既得権になつていっているんじゃないかということとはよく言われているわけですけれども。

まず一つ伺いたいんですけれども、土地は国有地だということに伺っておりますけれども、自民党の建物というのは、だれが所有していて、一体幾らで取得したものでしょうか。また、それは政治資金収支報告書にはどういふ欄に記入されているものなのでしょうか。これは総務大臣、お願いします。

○菅内閣大臣 自由民主党本部の平成十七年分の政治資金収支報告書を確認いたしましたところ、平成十七年十二月三十一日現在で、土地についての記載はなく、建物については、所在は東京都千代田区永田町一丁目十九番地の二、面積は一万三千六百六十三・四三平米、取得の価格は十五億五千二百三十万円、取得年月日は平成七年十一月三十日との記載があるところであります。

○高山委員 自民党の方は、平成七年に十五億円というところで党本部を購入されているということですが、これはだれから買ったんですか、総務大臣。

○水野副大臣 建物の関係のことです。ございますから、登記記録及び閉鎖簿記録によると、当該の建物については、昭和四十一年に新築をされ、財団法人自由民主会館を登記名義人として登記されま

したが、その後、平成七年に売買を原因とした所有権移転の登記がされて自由民主党が登記名義人となつていふことだから、財団法人自由民主会館からということでございます。

○高山委員 これは、当然、民主党の提出者の方も、今回修正案に不動産の取得を禁ずることも加える上でのいろいろ検討もされたと思うんですけれども。私もいろいろ議事録を見ておりましたら、財務金融委員会でも、自民党に対して銀行団から百億円近い融資がなされた、それで八十億円まだ残高があるというふうなお話もあつたんですけれども。

平成七年に十五億円で買ったものが、今平成十九年ですと、幾らぐらい価値があるのか私もありませんけれども、八十億円も融資を得ているわけですね、自民党が党として。これは十五億円で買ったというのが不当に安い値段で買っているのか、それとも、今八十億円の融資を受けているのが無担保融資をしているのか、いずれにしても資金が不明朗だなどという印象を持つ方が多いと思うんですけれども、提出者はこれはどういふ検討をされて、また、今財務金融委員会でもしわかつていふことがあれば、どういふ議論になつていふのか、教えてください。

○近藤（洋）委員 お答えいたします。

高山議員御指摘のとおり、自由民主党は、今現在わかっているのは、二〇〇五年末の水準でありますけれども、約八十億円、大手都市銀行から融資を受けておるわけです。とりわけ、りそな銀行から五十三億円。これは、二〇〇二年から十一倍に増加している、そして、選挙のたびに、総選挙の直前に大型の融資を受けている、こういうことが明らかになっております。

このりそな銀行の融資は公的資金が注入された直後にふえ始めている、こういう状況でありまして、この件について財務金融委員会の理事会で、どのような条件で、どういった担保の状況なのか資料を提出するようにと再三にわたり要求をしているところでありますが、残念ながら、自民党の

理事の方々からはしっかりしたお答えをいただけない、幹事長のところまで話を持っていっただけけれども拒否をされている、こういうことであります。理由は国民の取引だということでありまして、しかしながら、政党は公的な存在である、さらに、りそな銀行も公的資金が入っている、こういうことからぜひ必要である。金融当局の方も当事者が合意をすれば公表していいという話でありましたし、求めている最中でありまして。

ちなみに、自民党本部の登記簿を我々が調べたところ、登記簿には抵当権の登記はありません。すなわち、銀行団は自民党本部の土地を担保に融資をしていない。したがって、政治資金収支報告書から明らかなのは、見るべき担保がない中で八十億円の融資が行われている、こういうことであります。

以上でございます。

○高山委員 ありがとうございます。

修正案で我々も土地の問題についてはほとんど解決がしたと思っておりますので、改めて本来の事務所費の問題について伺っていきたいと思っております。

これはそもそも、年末に佐田元一郎元行革担当大臣が不適切な会計処理があつたということのみならずから認められて、安倍総理も不適切な会計処理があつたんだということとで辞任を認められたということですので、これは総務省の事務方で結構ですけれども、問題となつた佐田元一郎政治研究会ですか、これは資金管理団体なんですか、佐田先生の資金管理団体というのは何という名前なのか、御答弁願えますか。

○久元政府参考人 佐田元一郎政治研究会は資金管理団体ではございません。資金管理団体は赤城倶楽部という名称でございます。

○高山委員 また、その後、伊吹文部大臣も、事務所費といふんです、家賃がたの議員会館に事務所を置いていふにもかかわらず、事務所費が通年で四千九百近く計上されていふということで、問題となつた構造改革研究会というのがありますけれども、これは伊吹大臣の資金管理団体ですか。

○久元政府参考人 資金管理団体ではなく、その他の政治団体でございます。

○高山委員 私は与党の提出者の方に、これは後で伺いますけれども、ほとんど問題となつていふのは資金管理団体じゃなくてむしろ政治団体です。ね。こちらが問題となつて、今、事務所費問題、政治と金の問題が国民の間でふつとどうにかしなければいけないとなつてきて、資金管理団体しか規制を強くしないということであれば、一体これは何のための議論だつたのかなというふう

に、国民の皆さんには納得していただけないんじゃないかなと思つております。

さらに伺いますけれども、安倍内閣の閣僚の皆さんが代表者を務められている政治団体ですね、資金管理団体は皆さんお持ちでしょうから、その他政治団体、安倍内閣の閣僚が代表を務めるその他政治団体は幾つあるんですか。

○久元政府参考人 安倍内閣の閣僚が代表を務める政治団体の中で、政党本部、支部、資金管理団体以外の団体、つまり、その他の政治団体の代表になつていふものは八団体でございます。

○高山委員 十七閣僚でも八団体もある。しかも、そもそも閣僚の事務所費問題が問題となつたのは、ほとんどその他の政治団体の方ですね。だから、ここをまずやらなければこれは全くざる法になつてしまふという印象を私は持ちますけれども。

先ほど提出者の方に同僚の細川委員が伺いましたところ、資金管理団体のほかに政党支部また政治団体を持たれている方が各党それぞれいらつしやいましたけれども、念のため民主党の方にも伺つておきますけれども、民主党の方、近藤委員で結構ですけれども、どういふ政治団体あるいは資金管理団体、政党支部を持たれているか、ちよつと御答弁願えますか。

○近藤（洋）委員 ぜひお答えさせていただきます。私の場合は政党支部も含めて四つであります。

そして、武正議員は政党支部も含めて三つ、鈴木議員も三つというふうに承っております。

以上でございます。

○高山委員 先ほど与党側だけ聞いてみたいの話があったので、念のために今伺ったんです。

そうすると、まず端っこから聞いていきますけれども、公明党ですと、大口先生はほかに政治団体を持たれているということですが、政治団体の経常経費に領収書をつけるということになると物すごく不都合があるんだと。どういう不都合があるのか、ちょっと教えてもらっていいですか。先生御自身の問題として。

○大口議員 私個人の問題というよりも、これは制度の問題ですからね。制度としていろいろ政治団体が七万あるわけですよ。その中でどう規制していくかという中で、何回も言っておりますように、人的、資金的な一体関係が一番強い資金管理団体について規制をする、こういうことであります。

○高山委員 何か今のはちょっと答弁としては不十分だなという印象を国民の皆さんは持たれたと思います。

では、自民党の先生、今ちょうど目が合ったので西村先生に、政治団体もお持ちだということですけれども、その政治団体の経常経費に領収書を添付するかどうかという不都合があるんですか。

○西村康議員 今同じく与党の大口提案者から説明もありましたけれども、制度としてどういう制度がいいかというのを議論しているわけでありまして、我々、政治資金管理団体に限って今回規制を強化することにしたのは、平成六年の、これは与野党合意で政治家が一つ政治資金管理団体を指定する、そしてそれを公表して主として政治活動の基盤となる、資金のやりとりをする窓口となるということを決めたわけでありまして、かつ、今回問題となった資金管理団体の不動産の取得の問題等々含めて、資金管理団体に限って規制をするということにしたわけでありまして。

○高山委員 制度ということですが、制度

を変えらるには立法事実が必要だと思うので、実際、資金管理団体と政治団体の方では会計の方法が恐らく違ったりするんじゃないかな。

ちょっと、もう一回、与党の、今聞いていない後藤先生に伺いますけれども、後藤先生は後援会を三つ持たれているということですが、そのうち一つが資金管理団体。そうすると、あとの二つと資金管理団体では会計の方法が全然違うわけですね、そこをちょっとお答えください。

○後藤茂議員 それぞれの政治団体は、政治資金規正法に基づいて同様の規制のもとに報告をしたり運用をしたりしております。

○高山委員 それぞれの政治団体及び資金管理団体は今は同じなんですよ。今度、資金管理団体のところだけ領収書を添付する、それ以外の政治団体のところには領収書を添付しないということですが、けれども、どういう立法事実があるか、御自身の例で伺いたいので、先生の資金管理団体とほかの政治団体でどういう会計の違いがあるのか、あるいは政治団体の方にも領収書を添付するとなるとどんな不都合があるのか、ぜひ説明してください。

○後藤茂議員 それぞれの政治資金管理団体、政治団体があるわけでありまして、政治資金管理団体というのは政治家のために政治資金の拠出を受ける団体として政治家が指定する団体ということ、これは法律上、政治資金規正法上、きっちり決められているわけでありまして。

もう一度、たびたび説明するようで恐縮でございますが、特定寄附については、例えばこれは……（高山委員「会計処理の話だけでいいですか」と呼ぶ）

会計処理のことにつきましては、それぞれ地域の後援会は地域の後援会活動を正確に的確に反映するように経理をしております、それから政治資金管理団体は政治資金を例えばパーティーをするとかいう形で集めるというときに、政治資金管理団体として政治家の活動のために資金を拠出していただくための受け皿として使っている、政党

については政党の地区支部の活動をしっかりとやるために使っております、その活動を的確に報告するように、これは会計責任者が責任を持って政治資金管理団体、政治団体の報告を政治資金収支報告書という形で法律にのっとって御報告をされているということでございます。

○高山委員 今の後藤先生の説明はそれぞれの政治団体の性格づけの違いであって、今私が問題にしているのは経常経費の話なんですよ。これは家賃だとか光熱水費、電気代とか水道代、そういうものですよ。これが先生の場合、後援会と資金管理団体とで大幅に異なるわけですか。だから領収書をつけるに当たっては区別しなきゃいけないんだ、こういうことなんですか。もう一度御答弁願えますか。

○後藤茂議員 そういう意味では別に特別に性格が違うというわけではありませんというように御答弁を提出者の方からいただきました。

それでは大口委員の方に伺いますけれども、とすれば、なぜ資金管理団体と政治団体で経常経費の扱いにおいて差をつけるんですか。

○大口議員 何回も同じ答弁になるんですけども、政治資金規正法上、資金管理団体というのは、政治家が一つこれを指定する、そして基本的にこれを政治資金の受け皿とする、そのために、特定寄附でありますとか、あるいは個別の枠、総枠ともに制限がないという形で政治資金法上特別扱いしている団体なわけですね。まさしく、そういうことからいって政治家個人と資金管理団体というのは一体性が強い。

ところが、それ以外の政治団体は、もう何回も話しますけれども、例えば政治結社でありますとか業界団体の政治連盟とか労働組合の政治委員会とか、そういうさまざまなところは政治家が代表でないところもかなりあるわけですね、そして、政治家が代表であっても、それは個人性というよりも団体性が強いところもあるわけです。その他の政治団体というのは、資金管理団体以外は非常にさまざまな類型があるわけですね。

ですから、政治資金規正法上、資金管理団体という形で特別の地位を与えた、政治資金法が特別の地位を与えた団体についてその政治家個人との一体性に注目して規制を今回かけたということなんです。

○高山委員 それでは、まず政治家との一体性ということですが、これは先般の予算委員会でも伺ったんですが、安倍内閣の閣僚の長勢甚遠法務大臣のことに伺います。

総務大臣、これは前回も伺いましたけれども、長勢法務大臣の資金管理団体の所在地と名称、その代表者、またそれと同じ住所にある団体の名称、代表者、これはこの間は細かく通告していたけれども、もしあれでしたら、同じ答弁書がありますのであれですけれども、これを今お答えいただけますか。

○菅国務大臣 済みません、通告がなかったものですから今持ってきておりませんので、しばらくお待ちいただけますか。

○高山委員 では、ちょっととめてください。

○今井委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○今井委員長 速記を起してください。

久元選挙部長。

○久元政府参考人 長勢大臣の資金管理団体の名称は長政会、主たる事務所の所在地は東京都千代田区神田神保町二の十となっております。また、新時代政策研究会の主たる事務所の所在地は、東京都千代田区神田神保町二の十、代表者名は大堀幸男というふうになっております。

○高山委員 今、私、議事録を総務大臣にお渡ししたので総務大臣に御答弁願いたいですけれども、この点に関して、まず、長勢大臣がその大堀さんという方がどういう方だということをおっしゃっているかということ、また、これはどういう団

体なんですかという話を、私、ラインマーカーを引いておいたと思うんですけども、長勢大臣が自分のどういう団体なんだというふうに答弁されているか、ちょっとその答弁書を見ればわかると思うんですけども、御答弁願えますか。

○菅内閣 長勢閣内閣が当時答弁をしていますが、それは必ずしも私の政策秘書をしておりまして、現在は法務大臣秘書官をしており、そういう答弁をされております。今マークしてあるのはそういうことですけれども、（高山委員「いや、次のページなんですけれども」と呼ぶ）次のページはない。（高山委員「いや、あるんです、そこにあるんです」と呼び、その他発言する者あり）

日本精神科病院協会政治連盟からの私の政治活動一般に対する支援という趣旨というふうに理解をしておりますということ、政治活動に対する御支援という趣旨のものと考えている、これが、マークしてあるのはこのことです。

○高山委員 今やはり不都合なことを聞かれたなということであるいろいろなやじが飛んできましたけれども。（発言する者あり）

まず、私が今指摘したいことを二点言わせていただきます。

これは政治家の方が代表者じゃなくて秘書さんが代表者を務めている政治団体というのもあるんです。そういうこともあるでしょう。だけれども、この長勢大臣の答弁を伺っていると、あたかも自分のもう一つのお財布のように、いや、私に對して来た寄附が、これをまた返しましたですとか、自分が完全にコントロールしているんですよ、この答弁を聞いています。やはり、私はこういうのは問題だと思えますよ。

資金管理団体を指定して、そこのお財布を見ておけばその政治家に対するお金の出入りがわかるんだということを先ほどから与党の提出者の方はおっしゃっていますけれども、これは安倍内閣の閣僚だけでも八つも政治団体を持っているわけですよ。また、長勢大臣のように、今の八つの中にはこれは入っていないんですよ、秘書さんが

持っている、その秘書さんの政治団体を自分の財布のように使っているということがあるのであれば、やはり政治団体そのものに規制をかけていかないと、資金管理団体だけ特別なんだということでは、なかなか国民の政治不信というのは払拭されないと思います。

民主党の方は政治団体と資金管理団体を区別していないわけですが、念のため民主党の提出者にも伺いますけれども、先ほども伺いました民主党の提出者の方も政治団体をお持ちでいらっしゃるということですが、経常経費に關して資金管理団体と一体どういう会計上の違いがあるのか、また、仮にそこに領収書を添付した場合にどういう不都合があると考えているのか、答弁願えますか。

○近藤（洋）委員 経常経費について全く困ることはございません。むしろ逆に、領収書を添付するという形になった方が規律も働き、またよりよい政治活動ができるのではないかと、こう思っております。

また、委員御指摘のとおり、私の場合も後援会とも一つ地元政治団体を持っておりますけれども、必ずしも代表者が私ではございません。後援会の同志が代表者を務めているわけです。

その御指摘のとおり、やはりさまざまなトネルの団体ができてしまうという懸念が生じるのではないかと、こう思っておりますので、民主党案のように広く領収書を求めるという案が適切だろう、こういうふうにして提出をしているところでございます。

○高山委員 これは与党の方の話を聞いていますと、何か政治家との一体性が重要だということもおっしゃっていましたが、例えば先ほどの長勢大臣の例でいえば、これは表面上は政治家との一体性はわかりません。同じマンションに入っている資金管理団体だということをだれかが気づかなければ、政治家との一体性はわかりません。例えばこういうことがこのまま本場に放置されていくのかどうか。

これは今改正の話をしているわけですからね。現行は合法だからいいんだという話じゃないですよ。国民の皆さんが、政治資金を政治家がどう使うに使っているんだ、こういう疑念にこたえるに当たり、本当にこういうことが放置されているのかどうか、これは考える必要があると思います。

また、先ほどから何度も政治団体は全部で七万ぐらいあるんだ、だから大変なんだというお話がありましたけれども、これは、きょうは呼んでいませんけれども、きのう聞きましたら全国で中小企業が四百三十万社あるんだという話ですよ、四百三十万社。この人たちがみんなは皆さん大変だから、税務申告のときには領収書をつけない、あるいは帳簿もつけない、私のところは小さいですから、そういうような、何か特例とか、こういうのが働くんでしょうか。それとも、政治家だけ特別に何か領収書はつけないといけないのか、つけないだとか、そういうことがあっているのかどうか。

私が今議論しているのは経常経費の話ですよ、経常経費の話。これは与党の提出者の方にも伺いたいんですけども、今私が議論しているのは政治活動費の話じゃないですよ、経常経費。中小企業であっても事務所の家賃を払うことはあるでしょう、また、光熱水費、当然払うことはあるでしょう。政治団体であっても当然家賃を払ったり光熱水費を払ったりすることはあるでしょう。そういう費用に關して、一般の企業とどう違うのか、提出者の方に御答弁願えますでしょうか。お願いします。

○東議員 まず、政治団体というものと中小企業の税務申告とか今おっしゃいますが、そもそも政治資金というのは、政党交付金を除いて税金ではないんですよ。一般の寄附金なわけですから、それを比べながら論じるというのはいかがなものかなというふうに思います。

それともう一つは、経常経費だからこそ本来ならば領収書添付の必要なし、しかし、今回は資金

管理団体の事務所費問題という考えられない問題が惹起したので、ペナルティーの意味で資金管理団体だけ経常経費に領収書添付義務を課するというふうに考えているわけですから、その辺を御理解いただければと思います。

○高山委員 今一般の会社とは違うんだというようにお話を聞きましたけれども、国税庁の方に伺います。

最近、はなし家の方ですとか歌舞伎俳優の方ですとか、御祝儀を申告漏れだというような話があったんですけども、きのういろいろ伺って資料もいただいておりますけれども、これは御祝儀というのでいたいただいて、どういう所得になって課税対象になっていくのかというのをまず御説明いただけますか。

○田中副大臣 お答えをいたします。

葬祭料とか香典または一般的な祝い金などとして受け取る金銭で、社交上の必要によるもので贈与者と受贈者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては非課税という原則になっております。

しかしながら、事業所得者が襲名披露の際に受け取る金銭については、その事業の遂行に付随して生じた収入と認められることから、事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなり、所得税の課税対象であるということでございます。

いずれにしても、国税当局としては、個々の事実関係に基づいて、法令等に照らして適正に取り扱うということになっております。

○高山委員 先ほど提出者の方から、今問題となっているこの政治資金は税金じゃないんだ、もとは個人の献金だったなりなのでしょと色合いが違ふというようにお話を聞きましたけれども、聞いていた献金してくれた人は、冗談じゃないと思っただけで大勢いると思えますね。

これは国税の方に伺います。

政治資金だということで政治家が寄附を受けることがあるわけです。我々国会議員は歳費という

ことでいただいておりますけれども、もちろんそこに所得税だということがかかってくるわけですが、政治家の場合、そこに寄附でほとんどのお金をいただくことがありますね。これは税法上どういう扱いになっているんですか。これも課税所得なんですか。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

一般論でございますけれども、政治家個人が提供を受けた政治資金につきましては、所得税の課税上、雑所得の収入金額として取り扱っております。この雑所得の金額は一年間の総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算することとされておりまして、この総収入金額から政治活動のための支出を含む必要経費の総額を差し引いた残額が課税の対象となります。残額がない場合には課税関係は生じないこととなります。

○高山委員 今の国税の答弁を翻訳しますと、いただいた政治資金は政治活動の経費に使ってれば非課税なんだということです。ですから、政治活動費以外に使った場合どうなるのかということとをまず伺います。

国税の方にもう一回伺いますけれども、そうしますと、政治献金としてもらっていて、自分の歳費などの所得とも合わせて総額の所得があるわけですが、その中で政治活動以外のものに支出をしていった場合、これは課税対象になるんでしょうか、それとも非課税なんですか、教えてください。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

今申し上げた点に加えて、御指摘の、政治家が提供を受けた政治資金を私的に費消していたような場合、その私的に費消した金額は雑所得の計算上必要経費にはならないということでございます。

○高山委員 私が言いたいのは、とにかく政治資金としていただいたお金は政治資金にきちんと使っていれば非課税でいいと思います。けれども、もしこれが何に使われたかわからない架空計上があるとか、あるいは政治資金以外に流用があった

場合には、これは脱税なんですよ。脱税というのは、まさにまじめに税金を納めている皆さんが被害者じゃないですか。だから、お金がどういふふうに使われたのかということとをきちんと明確にしなければいけないんだというのが私は政治資金規正法の趣旨の一つだと思っておりますけれども、その中で、また国税に伺いますけれども、普通の会社の場合、申告に当たっては領収書を添付する必要はないと思うんですけども、仮に事務所費が、家賃無料のところに入っているのに家賃がこれだけ計上されているとか、これは一例ですけども、一般論で伺いますけれども、非常に不自然だなと思うような経費の計上が申告してきた書類にあった場合、国税の方はどういう調査をされているのか、教えてください。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

いろいろなケースがあると思いますので、一般論で申し上げますと、いろいろな資料、情報を収集した上で、出された申告書ともよく比べた上で、必要があれば税務調査等を行いながら、適正公平な課税の実現に努めているということでございます。

○高山委員 これは聞くまでもないことで、事前に国税の方から資料をもらっているものであれば、けれども、要は、本当にきちんと支出があったかどうかということを一番決定づけるのはやはり領収書なんですよ。だから、領収書を一円から添付するのが本来当たり前ですよ、政治家とはいえ。特にこれは経常経費ですからね。

それが、いや、五万円以上なんだ、いや、資金管理団体だけなんだと。こういう議論が国民に本当に納得してもらえないのか。普通の一般企業あるいは一般の個人事業主でも同じですよ、申告の仕方としては。政治家だけを特別扱いするということが本当に一般の国民の人から理解を得られるのか。

例えば、今一番問題になっている年金の記録が、だれのものかわからなくなっている。この場合は一般の市民の人は三十年も前の領収書を持ってこ

いと言われて、政治家は去年の領収書も五万円以上のを出すのが面倒くさいだとか、そんなことが本当に通るんでしょうか。私は物すごいアンフェアな感じがいたしますね。

ですから、私は、これは与党の提出者の方に伺いたいんですけども、一般の企業とか一般の個人の方に比べて、どうして政治家を特別扱いしないといけないんですか。そこを答えてください。

○東議員 御質問の御趣旨がまいちよくわからないんですが、これは特別扱いなんですか。要するに、政治活動とかいうものと企業活動、これはおのずから違うんじゃないでしょうか。

(高山委員「経常経費は同じでしょう」と呼ぶ) いやいや、そういう意味ではなくて、だから、全然違うフィールドでやっている、同じフィールドだったら特別扱いだというのはわかりますが、政治活動という活動に挺身しているその活動と一般の企業活動を比べるとというのは、僕はよくわからないですね、正直申し上げて。

○高山委員 提出者の東先生も本当はわかっていらっしゃるかわかりませんが、一般の企業とかいろいろな職種があるわけですね、デザイナーの人であればこういうのは経費として認められるであろうけれども、不動産の人はこういうのは経費として認められませんか、いろいろあると思いますよ。だけれども、これは経常経費ですよ、事務所の家賃だとか水道代、電気代。これは一般の企業とどう違うんですか、政治家団体だと。どう違うのか、ちょっと教えてください。

○東議員 逆質問していいかどうかちょっとわからないんですが、これまですべての政治団体に政治活動だけ領収書添付が義務づけられて、経常経費というのは全然義務づけられていなかったんですよ。これは間違いだったということの御認識なんです。これは間違いなんですけれども、そこら辺の認識がちょっとかみ合わないという感じがするんですけどもね。

○高山委員 私は全く答える義務はありませんけれども、今、古い政治家の答弁だと思いました。

まさに時代が今変わってきて、全部きちんとオープンにしましょう、政治活動で、そういうふうになつてきたわけですよ。それなのに、例えば経常経費で領収書をつけないといけないかということとどうしてこれだけめんどくさいいけないのか。国民の皆さんにしてみたら、なかなか納得できないと思いますよ。

民主党の方はまだ一万円ですよ。自民、公明党案は五万円。しかも、聞くところによれば、もと自民党の中には五万円の領収書添付する必要があるんじゃないかという人も大勢いたということも聞いていますよ。

では逆に、私は公明の提出者の方に伺いたいですけれども、五万円以上の領収書をつけなくてもいいんだというのがどうも自民党の中では大勢だったそうなんですけれども、公明党がそこをきちんと説得してやった理由というのは何なんですか。やはり社会の基準が変わってきたんじゃないんですか。

○東議員 社会の基準が変わってきたから変わってきていないからということではなくて、つまり、政治活動費で支出計上をしなければいけないものが領収書添付の義務のない経常経費の方に流れているんじゃないかということ、そういう、もしあり得べからざることが実際にあるんだとしたら、経常経費に領収書添付義務をしましょう、こういうことから五万円という主張をし始めたんです。

○高山委員 今の東先生の説明だと、佐田玄一郎元行革担当大臣が不適切な経理処理があったということとでやめられたことは、全然フォローできていないわけですね。

佐田議員の場合は、全く事務所の契約もしていない、そこに事務所がないところにずっと家賃を七千万円も計上していた。そこに事務所がないわけですよ。全くの架空計上。それがどうして気づかなかつたかといえば、ここに計上さえされていれば家賃が払われているものなんだというふうなふうに思っていたわけですよ。もし領収書がついていれば、そんな架空の契約をしていたら領収書

をつけられないわけですから、こんな七千万も架空計上する前に国民の方の監視できちんと気づいたわけですね。

だから、私としては、普通の一般国民に対してきちんと領収書をつけなさい、あるいはそれこそ年金の話でいえば三十年も前の領収書を持ってこいと言っているこの安倍内閣において、どうして政治家だけが五万円以上の領収書をつけるのがそんなに大変なんだという議論になるのか、なかなか理解できませんけれども、質疑時間が来ましたので、終了いたします。

○今井委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

与党と民主党それぞれにお聞きをしたい。
提案されている法案の適用範囲、これはどこまでかという点ですが、これまで事務所費等で疑惑を受けた政治家、一々名前は挙げませんが、これがこの法案によつてさかのぼって適用されて解明されることになるのかどうか、その点をまず聞きたいと思ひます。

○東議員 この法が成立後遡及するということはありません。法施行後でございます。

○武正委員 お答えいたします。

同じく法律不遡及ということでございます。ただ、つけ加えれば、過去の分、施行前の分については、やはり説明責任ということをしかりと国会等で果たしていくことで担保ができるというふうに考えております。

○佐々木憲昭委員 両方とも二〇〇八年分の収入及び支出に係る収支報告書からの適用ということですので、現在疑惑を受けているものについては明らかにならないわけです。

大体、現行法においても、政治活動費だけでなく経常経費についてもすべての支出について会計帳簿へ記載し、一件五万円以上の領収書の徴収が決められているわけですね。現在あるものを明らかにすればいいわけでありませう。

そもそも政治資金規正法というのは、国民の疑

惑を招くことのないように、事実を記載し政治資金の収支を公開することによって国民の監視のもとに置く、このことが法の目的の基本的な考え方でありませう。その精神に照らすと、疑惑を持たれた政治家が、今言われたようにみずから事実を公表することが求められるわけでありませう。

しかし、それが現実に行われていないから問題になり、法律をつくらうということになったわけですね。ところが、過去は問わないというわけでは、今現実の問題になっているこれらの疑惑を持たれている政治家の解明にこの法律が果たして役に立つかという点、非常に問題だ、簡単に言う点に立たない、そういうふうには思わざるを得ませう。

次に、総務大臣にお聞きします。

現在の政治資金規正法での明細報告の対象は政治活動のみで、備品・消耗品、事務所費は対象となっておりませう。しかし、政党助成法では、使途報告の義務づけは、政治活動費だけでなく経常経費のうち備品・消耗品費、事務所費は対象となっておりませう。現行法で政党助成法の方は対象が広いわけですね。その理由はどこにあるのか、お答えをいただきたい。

○菅内閣総理大臣 政党助成法における使途等の報告のあり方については、政党交付金が国民の税金であるという、貴重な財源で賄われているものであることから、政党の事務負担や政治資金規正法の規定内容等総合的に勘案しながら検討が行われてきたものというふうに思っています。その結果として、備品・消耗品費、事務所費については、多様な経費が含まれており、公費により賄われた使途を明らかにする意味合いから個々の支出について明らかにすることが適当である、こう考えられたからだというふうなことであります。

○佐々木憲昭委員 その立場に立つてそれぞれ与党、民主党にお聞きをします。

今回の改正では、報告書の対象を経常経費のうち備品・消耗品費、事務所費のみならず光熱水費も対象にしていますね。これに対して現行の政党

助成法は光熱水費については報告の必要はないと、そのままになっているわけですね。

今大臣から御答弁がありましたように、これはむしろ政党助成法の場合は税金で賄われているわけですから当然もつと広げなきゃいけない。光熱水費を対象にするというのを今提案されているわけですね。したがって、政党助成法が置き去りにされるということになりますと、これはバランスを欠くのではないかと。政党助成金も同じ基準とすべきではないかと思ひますが、それぞれお答えをいただきたい。

○東議員 お答えいたします。

政党交付金につきましては、その使途等に関する報告書を、政党本部ならば外部監査、内部監査、それから政党支部ならば内部監査を受けた上で提出しなければならぬとなっております。つまり、政党助成法第十九条でございます。その際、政治活動費のみならず、一部の経常経費、つまり備品・消耗品費と事務所費、これについては領収書の写しの添付が義務づけられているわけでございます。

今回、ここまでの厳しい制度のない資金管理団体に對しまして人件費以外の経常経費について収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付を義務づけるということでございますけれども、政党交付金の支出について政党助成法上は特段新たな措置を講じないとしても、今申し上げたように内部監査、外部監査で、国民の税金ですから、そこら辺の厳しいチェック体制をしいておりますので、バランスを失するものではないというふうなことであります。

○武正委員 お答えいたします。

今国会では、政治団体の支出、特に経常経費につきまして不透明である、こういった問題認識からこの法案の審議に至ったわけでもございませう。今回の法案では政治団体の支出の透明度を向上させる点に絞ってきた経緯がございます。

今の御指摘、光熱水費をなぜ政党助成法も対象

としないのかということ、当然、民主党の修正案が成立した後、政党の支出明細の記載や領収書添付の対象となる支出の範囲を拡大するため、政党助成法の改正に取り組みたいと考えております。

○佐々木憲昭委員 今、与党の答弁の中で、監査があるから光熱水費は対象にしないという。これはちよつと質の違う話で、対象範囲を、税金で賄っている政党助成金の場合にはより対象を広げていく、つまり、税金で賄われていない政治資金規正法の方を広げていながら税金で賄われる方は前のままでいいという、これはちよつと、先ほどの大臣の税金で賄われているからこそより厳しい公開が義務づけられているんだという御答弁があつたわけですから、そういう観点からいうと、これは当然正するという立場に立たないと著しくバランスを欠くというふうには私は思ひます。

さて次に、今回、民主党の最初提案されたものが撤回されましたね、最初に民主党案にあった人件費の問題ですが、人数の記載の義務づけ、会計帳簿等の保存、収支報告書の閲覧期間の延長が含まれておりましたが、なぜか今度の修正案ではこれが落ちておるんですね。これは何で最初に提案したのに修正案の中に入らなかったのか、その理由をお聞かせいただきたい。

○武正委員 お答えいたします。

与党が政治団体の支出の問題に對して対象を資金管理団体に限定したり、支出明細の記載や領収書添付の対象となる支出の基準額を五万円以上とするなど、民主党はやはりこれはざる法であるというふうに考えるわけでありませう。ただ、その大きな穴を修正することが国民の政治不信を払拭するには何よりも大事であると考えまして、今回は、人件費以外の経常経費や政治活動費についての明細の記載や領収書の添付に関する改正と不動産や有価証券の取得制限に関する改正の二点に絞りました。与党案の修正案として提出した次第でございます。

今御指摘の、三月に提出した民主党案に盛り込

んでいた会計帳簿等の保存や収支報告書の閲覧などの期間を現行の三年から五年に延長すべき、また、人件費については、人数を、総人数というんですか、数の記載を義務づけるべきであるという考えは何ら変わっておりません。

○佐々木憲委員 変わっていないのであれば、入れた方がよかったですと私は思うんですね。なぜ落としたのか、理由がよくわかりません。

今、これまでお聞きしたことを振り返りますと、民主党案も与党案も、現在疑惑をかけられている、問題の解明を求められている政治家への適用というの、過去は問わないという形でこれにはどうも役立たないんですね。しかも、整合性からいうと、ちよつとこれはアンバランスがあるという感じがいたします。

最後に総務大臣にお聞きします。

三月十六日の当委員会では、私は、佐田玄一郎政治研究会、佐田玄一郎前行車担当大臣の資金管理団体と代表を務めている支部、この三つの政治資金収支報告書の訂正があつたのかどうかとお聞きしたんです。その時点では訂正というのはまだないというんです。不適切な記載があつた大臣をやめるといふんですから、これは極めて大きな問題があつたんだらうと思うんです。つまり、大臣をやめるほど重大な記載上の問題点があつたというふうに思うんです。当然、その修正をするのは当然り前なんです。正しく修正すると。あれから二カ月、三カ月たつておりますけれども、修正が一体されているのかいないのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 佐々木委員から通告のありました佐田玄一郎政治研究会、佐田玄一郎議員の資金管理団体であります赤城倶楽部及び佐田玄一郎議員が代表者であります自由民主党群馬県衆議院議員比例区第二支部について、総務省及び群馬県選挙管理委員会において確認しましたところ、平成十八年十二月二十八日以降、収支報告書の訂正は行われていないとあります。

○佐々木憲委員 みずからこれは重大な過失が

あつたというふうにお認めになつた、そういう方が修正もしない、あるいは閣僚をやめただけで説明もされないということになりますと、これは国民の政治不信を一層あおる、あおるといいますか拡大することにならざるを得ないと思うんです。そういう意味で、今度の改正というのは、疑惑を持たれた政治家の解明にしっかりと役に立つようなものにすべきだと私は思ひますが、出された法案を見ましても、そういうふうにならないというのはまことに残念でございます。

この点を指摘しまして、質問を終わらせていただきます。

○今井委員長 次に、日森文尋君。

○日森委員 社民党の日森文尋でございます。最初に、今回の法改正は、民主党の提出者がおつしやつていられるように、これだけ広がつてしまつた政治不信をどう払拭していくのかということに最大の眼目があるというふうにお聞きしています。

その意味では、今の議員も触れられましたが、佐田玄一郎前行車担当大臣、不正経理問題で、今お聞きしたら修正も行われていないということですね。それから、亡くなられた松岡前農水大臣の光熱水費の問題、さらには伊吹文科大臣の四千万円という事務所費、この問題が実際に解明されないということになるんだと思ひます。

どの問題についても、真相が全くわからないままやみに葬られていくということで大変残念に思つています。そのことの解明が、実は国民の政治不信を払拭していく大きなターニングポイントといひます。課題になつていられるというふうに思ひますが、大変残念だということをお聞きしてあげておきたいと思ひます。

最初に与党にお聞きをしたいと思ひますが、報道によりますと、これはあくまでも報道なんです。与党案の作成段階で、人件費を除く五万円以上の経常経費について領収書の添付を義務づけるということに対して、これは自民党内というふうには報道は書いてありましたが、政治活動の自由が妨げられるという意見が噴出したという報道

がございました。

東さんからさつきお話がございました。そういうことをおつしやつていたし、たしか伊吹文科大臣も、そういうふうになると私の政治活動が規制をされるということをおつしやつていたように思ひますが、それは事実なんですか。事実であるとするれば、経常経費の支出を透明化する、領収書をつけるということがなぜ政治活動の自由を妨げることになるのか、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

○東議員 先般の予算委員会では、私はこのことに触れました。きょうもまた政治活動の自由ということに触れたんですが、ちよつと説明させていた

私、政治活動というものと経常経費というものの、二つのフィールドのある資金管理団体の収支の問題で、政治活動の自由を言うのは政治活動のフィールドの方じゃないのか。それを、経常経費に領収書をつければ政治活動の自由が脅かされる、それは間違ひであるという認識をもとと持つていられるんです。

先ほどここで申し上げた政治活動の自由という意味は、余り細かく細かく全政治団体に経常経費まで全部網をかけていくとする、すべてともかく投網をかけて、いわゆる窮屈に窮屈にしていくという方向性が政治活動の自由というものを脅かすことになるのではないかと。政治活動の自由を脅かすとは私は思つておりません。政治活動の自由というのはあくまでも政治活動の世界で

の話でありまして、そのように認識しております。○日森委員 それは当然だと思ひます。しかし、実際に、報道によると、経常経費を透明化すると政治活動の自由が妨げられるんだということとしかかな話があつて、結局、この法案が出るのが随分おくれたんだという話がありました。とんでもない話だと思ひますが、実際、そういう認識でいるとしたら、そういう人がいらつしやるとしたら、これは大変問題だと言わざるを得ないと

思ひます。

例えば、民間でいうと、先ほどお話が出ましたけれども、領収書がなかったら必要経費は落とせませんよ。これはもう常識の話で、それが一般的なんです。だから、領収書を添付するということが当然で、もちろん与党もそうお考えになつたんでしよう。

そこで、これは何度でも御答弁いただいている話なんです。五万円と一万円の話なんです。

東さん、五万円というのが、規正法の政治活動の分野の基準がそうなんだということや、それから、これは昭和五十年ですか、一万円から五万円になつた、これは社会の物価が上がつたりしたんだから、そういうことで五万円ということを整合性を持つてやつたんだ。本来にこれは合理的な理由になつていられるんでしょうか。つまり、五万円であれば、今広がつていられる国民の政治不信を払拭できるぞということも判断基準にして五万円というふうにお決めになつたのかということが一点です。

それから、民主党の提案者にもお聞きしたいんですが、一万円という、これはもう明確におつしやつていたんですが、ともかく国民の政治不信を払拭するために一万円という基準にしたんだというふうにおつしやつていましたし、これはなぜ一万円なのか、合理的理由は一体何なのかということについて、それぞれ与党と民主党にお聞きをしたいと思ひます。

○東議員 僕が五万円が合理的であると思ひる根拠は、一つは、これまで政治活動費も五万円以上の領収書添付義務、こうありました。そことの整合性ということがあるでしょう。もう一つは、これは大きいんですけれども、政党交付金の支出という、いわゆる国民の税金を使う、その使い方、ここでも五万円以上の領収書添付義務がある。これはやはり、それなりの大きな論拠だと僕は思ひます。

この政党交付金を調べてみますと、各党とも、大体五万円の領収書で一〇〇％近く使い道が捕捉

こういうことが可能であるとすると、本当に政治不信を払拭できるのかどうなのか。やはりそうなのかということになるんじゃないか。だから、五万円というのは、ちよつとこれは合理的な基準じゃありませんよ。ただ他の法律と比べて、そこに水準を合わせたというだけで、今の状況と

それと、後段の部分は、これは先ほどから何度も申し上げていますように、政治家との一体性の最も強い特異な政治団体は資金管理団体ということ。それと、やはり七万という膨大な数の団体、

○東議員 ただいまの御意見は一つの見識だと思っています。確かに、透明性というものを高め続けていく努力というのは、これは一方で必要なこと。同時に、政治活動の自由ということを狭めていく、萎縮させていくこともやっちゃいけない。

第二條第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。第十二條第一項第三号トにおいて同じ。その他の主として金銭等の運用（前条各号に掲げる方法によるものを除く。）の対象となるものとして総務省令で定めるものを取得し、又は保有してはならない。

る」に改める。

第十二条第一項第二号中「光熱水費その他の総務省令で定める経費」を削り、「五万円以上の」を「一万円を超える」に改め、同項第三号中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二

第一項及び第二項に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第八条の三第 二 号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十二条第一項第三号の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第八条の四第一項の規定は、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。以下同じ。）については適用しない。

一 政党以外の政治団体が前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権

二 政党以外の政治団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権

イ 政党以外の政治団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内（当該期間内に次号に規定する換地処分等に関し当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるとき

は、一年に当該期間を加えた期間以内とする。）に取得する当該土地（当該土地について次号に規定する換地処分等があったときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。）の上の建物の所有権

ロ 政党以外の政治団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有しており又は取得した場合（当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。）において、一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権（当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。）

四 政党以外の政治団体が、前三号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権（この号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権を含む。）に代えて、一部施行日以後に換地処分等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権に代えて他の土地若しくは建物の所有権又は借地権を取得させる手続をいう。）により取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

2 土地若しくは建物の所有権又は借地権を保有している政党以外の政治団体の会計責任者が行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号イ及びハ中「所在及び面積」とあるのは、「所在、面積及び利用の現況（当該政治団体の事務所の用に供している場合にあってはその旨、当該政治団体の事務所以外の用に供している場合にあって

はその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該政治団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。」と、同号ロ中「所在及び床面積」とあるのは、「所在、床面積及び利用の現況（当該政治団体の事務所の用に供している場合にあってはその旨、当該政治団体の事務用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該政治団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。」とする。

第三条 新法第八条の四第二項の規定は、次に掲げる有価証券等（株券その他の有価証券その他の主として金銭等の運用の対象となるものとして同項の総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）については適用しない。

一 政党以外の政治団体が一部施行日前から引き続き保有している有価証券等

二 政党以外の政治団体が一部施行日前にされた有価証券等の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する有価証券等

三 前二号に掲げるもののほか、政党以外の政治団体が、これらの号に掲げる有価証券等に代えて、一部施行日以後に従前の有価証券等に代えて他の有価証券等を取得させる手続により取得する有価証券等その他の総務省令で定める有価証券等

2 有価証券等を保有している政党以外の政治団体の会計責任者が行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（第八条の四第二項の総務省令で定めるものにあつては、次に掲げる事項及び保有の目的）」とする。

第四条 新法第十一条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる支出について適用し、施行日前になされた支出については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第二項（新法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条のうち政治資金規正法第十二条第一項第三号トの改正規定中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

第八条の四第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

平成十九年六月十五日印刷

平成十九年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P